

令和元年第3回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和元年9月10日 午前10時00分 開会
午後 3時28分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古和彦	副 市 長	松山善之
教 育 長	杉澤茂二	企 画 部 長	吉川正人
総 務 部 長	吉村雅央	市民生活部長	前村芳安
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	巽重人	こども未来創造部長	中井浩子
教 育 部 長	森井敏英	上下水道部長	西口昌治
会 計 管 理 者	門口昌義		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩永睦治	書 記	吉村浩尚
書 記	関元瞳	書 記	福原有美

6. 会議録署名議員 1番 杉本訓規 2番 梨本洪瑠

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	5	松林 謙司	一問一答	空き家対策について	市 長 担当部長
				マンホールカードの登録、申請について	市 長 担当部長
				公用車ドライブレコーダー設置について	担当部長
				公共施設におけるスマホ、携帯電話のソーラー充電スタンドの設置について	市 長
2	7	内野 悦子	一問一答	SDG s の取り組みについて	市 長 担当部長
				マイナンバーカードの普及について	市 長 担当部長
3	3	吉村 始	一問一答	体育施設の管理運営について	市 長 教育長 担当部長
				新生児聴覚検査の公費補助について	市 長 担当部長
				市立図書館の市民サポートについて	市 長 教育長 担当部長
4	2	梨本 洪珪	一問一答	公共施設マネジメントについて	市 長 担当部長
				予算の執行管理について	市 長 担当部長
5	9	増田 順弘	一問一答	高齢者の運転免許証の自主返納について	市 長 担当部長
				遊休農地対策について	市 長 担当部長
				森林経営管理制度について	市 長 担当部長
6	1	杉本 訓規	一問一答	公共施設の駐車場について	市 長 教育長 担当部長
				防犯カメラについて	市 長 担当部長
7	6	谷原 一安	一問一答	新市建設計画の財政上の総括及び今後の財政見通しについて	市 長 担当部長
				入札・契約の改革とコンプライアンスについて	市 長 担当部長

				国民健康保険税の子ども均等割について	市 長 担当部長
8	4	奥本 佳史	一問一答	火災発生時の対応について	市 長 副市長 担当部長
				プログラミング教育に向けた対応について	市 長 教育長 担当部長
				国の制度改正に伴う職員数の適正配置について	市 長 教育長 担当部長

開 会 午前10時00分

藤井本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回葛城市議会定例会2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る8月30日の通告期限までに通告されたのは8名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、8名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間に含まれません。また、質問回数につきましては制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、5番、松林謙司君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、松林謙司君。

松林議員 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。

初めに、去る9日未明、関東地方に上陸した台風15号、記録的な暴風と非常に激しい雨の影響により、大きな被害がもたらされました。お亡くなりになられた方に心よりお悔やみを申し上げますとともに、一日も早く平穏な日常生活を取り戻されることを心よりお祈り申し上げます。

議長のお許しをいただき、これより一般質問させていただきます。今回私の質問は4点ございます。まず第1点目が空き家対策について、第2点目がマンホールカードの登録、申請について、第3点目が公用車のドライブレコーダー設置について、そして最後の第4点目が公共施設におけるスマホ、携帯電話のソーラー充電スタンドの設置について、以上4点を質問させていただきます。

なお、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

藤井本議長 松林謙司君。

松林議員 まず第1点目の空き家対策についてお伺いをさせていただきます。

私は議員といたしまして、一般質問の場で空き家の問題を取り上げさせていただいたのは過去2回で、今回の一般質問で3回目となります。過去にお伺いをさせていただいた事柄と重複する部分もあろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

平成30年9月度の空き家対策に対する一般質問での理事者側での答弁では、平成30年度は総合的な空き家対策策定のための検討といたしまして、空き家所有者に対するアンケートを行いながら、空き家利活用の促進でありますとか、特定空き家等除却にかかわる対策を盛り込んだ、空き家対策計画を平成30年度中に作成してまいりたいと、このようにご答弁をいただいたわけではありますが、ここで行われた空き家所有者に対するアンケートではありますが、葛城市内の空き家は何軒あり、そのうち何軒の空き家所有者にアンケートを実施したのか、

そのアンケートの結果がどうだったのかをお示してください。

藤井本議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 皆さん、おはようございます。企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

平成30年度に実施いたしました空き家実態調査の状況でございますが、この調査では空き家と推定される物件が411軒ございました。このうち、所有者等が特定された354軒につきまして、アンケート調査を実施したところでございます。このアンケートに回答していただきました件数は、208軒で回収率は58.8%でございました。アンケート結果の主な内容といたしましては、利活用を行うことに前向きな意見が多くあったとともに、空き家バンクを整備したら利用したいという意見が多く見られたという状況でございました。

以上でございます。

藤井本議長 松林議員。

松林議員 まず、先ほどの理事者側のご答弁では平成30年度中に空き家利活用促進や特定空き家等除却を盛り込んだ空き家対策を計画してまいりたいと、このようにありましたが、この基本となる空き家対策計画は策定できたのか。また、空き家対策計画の中では、倒壊の可能性があるなど、現状での利用が困難であるとされる空き家に対しては、今後どのような対処をされるのか、お聞かせをください。

藤井本議長 企画部長。

吉川企画部長 空き家対策計画の策定でございますが、これにつきましては、平成30年度より準備作業を進めておりまして、現在はさまざまな問題点について鋭意検討を行っている段階でございます。

今年度につきましては、NPO法人空き家コンシェルジュと契約を行いまして、専門家との相談体制を構築した上で、主に現在空き家となっている物件の利活用の推進に取り組んでいるところでございます。

今後は、このNPO法人と連携しながら、特定空き家となりそうな物件についての対応や、そうならないように管理していただく方策などにつきましても、専門家の意見を聞きながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 松林議員。

松林議員 平成31年3月度の空き家対策に対する一般質問での理事者側のご答弁では、平成30年度以降、すなわち令和元年度以降におきましては、空き家対策推進に関する特別措置法や国のガイドラインに基づく、特定空き家の指定及び同空き家等に対する助言、指導、勧告、命令、行政代執行といった措置にかかわる体制を整えるとともに、利活用促進の観点からも空き家予備軍を減らすための方策の検討であるとか、地域にある空き家にまつわる課題をモデルケースとして解決していくための相談体制を構築していくと、このようにご答弁をいただいたわけではありますが、空き家を利活用するのか、取り壊しをするのか、当然空き家の所有者の意向が前提となるかと思いますが、いずれにしても、周囲に悪影響を及ぼす管理不全な

状態で空き家が放置される状態は、さまざまな角度から回避されなければならないと思いますが、現段階において葛城市では、国のガイドラインに基づき、特定空き家の指定ができる体制は確立できてあるのか、また、特定空き家に指定される段階までに、空き家の所有者に対して助言、指導を行いそして勧告、命令、行政代執行といった一連の措置を実施できる体制は構築できたのかをお答えください。

藤井本議長 企画部長。

吉川企画部長 現在の空き家対策計画策定とともに、特定空き家となりそうな物件への対応についても、どのような体制で行うべきであるのか、例えば、法定協議会を構築するのか、あるいは、担当課で専門家に相談しながら判断を行うべきなのか、研究、検討をしている状況でございます。

なお、現在の体制といたしましては、空き家対策特別措置法に基づきまして、空き家の所有者等を把握するための調査を行い、所有者に対する助言や情報提供を行うとともに、特定空き家となることを未然に防ぐため、適正な管理に努めていただくよう啓発を行っているところでございます。

以上でございます。

藤井本議長 松林議員。

松林議員 周囲に悪影響を及ぼす管理不全な状態を少しでも早期に改善し、良好な状態で管理をしていただくためにも、特定空き家に認定されるまでに、空き家所有者が負うリスクの周知、啓発をしていただきますようよろしくお願いをいたします。また、先ほど平成31年3月の理事者側のご答弁では、空き家につきましての問い合わせは、現状、企画政策課において受け付けているということでありましたが、これは空き家の相談窓口を一時的に企画政策課に置いているということで、空き家等に対する措置の体制が確立されれば他の部署に置かれるということでしょうか。

また、近隣の管理不全な状態で放置される連絡のとれない空き家の所有者に対して、改善を求める場合は、担当課がその旨を書面でお知らせをして対応しているとのことでありましたが、この書面のみでお知らせをして、例えば当該現場箇所の写真を添付するようなことはされていないのでしょうか。お答えをください。

藤井本議長 企画部長。

吉川企画部長 空き家に関する相談窓口につきましては、現在、企画政策課が窓口として対応している状況でございます。今後の体制につきましては、これからまた検討ということでございますが、現状、地域からの管理不全の空き家に対する相談があった場合には、企画政策課が中心に、関係各課に連絡を行うとともに、協議、相談を行った上で、空き家所有者が特定できた物件につきましては、適正な管理に関するお願いの文書とともに、その物件の状態のわかる写真でありましたり、位置図を同封して郵送しているという状況でございます。

以上でございます。

藤井本議長 松林議員。

松林議員 私は時折、市民の方より管理不全な状態で放置される空き家の、伸び放題となった植栽や

植木で迷惑をしているが、どこに相談すればよいのかといったようなことを聞かれることがたまにあります。空き家に関する相談窓口を明確にして、周知していただくように、よろしくお願いをいたします。

また、管理不全な状態の空き家の所有者に対して、改善を求める書面につきましても、当該現場の写真を添付するなどして、空き家の所有者に自分が所有する空き家の状態をより認識していただき、みずからが納得して環境改善に努めていただくためにも、大事なことであります。ぜひとも、今後も引き続き実施をしていただくように、よろしくお願いをいたします。

本市におきましても、空き家対策特別措置法や、国のガイドラインに基づく特定空き家の指定及び、同空き家等に対する助言、勧告、命令、行政代執行といった措置にかかわる体制、また、空き家の利活用を含めた体制を検討し、構築していただいているところであろうかと思いますが、いずれにしましても、管理不全な状態の空き家を少なくすることが肝要であり、また、空き家の問題を放置し、先送りすればするほど、そのリスクは大きくなると言えます。従いまして、空き家の問題に対しては積極的に行政がかかわっていくことが大事であると言えます。具体的には、さまざまな難しい課題もあろうかと思いますが、今後葛城市における空き家対策の問題に対しては、どのようなお考えで、どのような方向性で対応しようと考えておられるのか、阿古市長のお考えをお示してください。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、幾度となくご質問を受けております。そのたびに申していることは共通していると思うんですけども、まず空き家でもいろんなタイプの空き家があるということです。議員が特に気にかけておられるのは、管理不全の空き家について非常に気にかけておられますけれども、アンケート調査する中では、そのままリユースできるものもあれば、いやもう、ちょっと使えないですよというもので、いろんな幅があります。ですから、空き家全体としてどのような対応していくのかということ、まず考え方としては持つ必要があるやろうと思います。その中でなぜ空き家が発生するのかということが、根本原因をまず長期間の中でどう解決していくのかというのが、非常に大切やと思います。日本全国が非常に少子高齢化の中で、人口減の中で発生しているということが第一原因であるということは事実であると思います。ですから、人口増の中ではなかなか今までの時代において、空き家問題というのは発生しにくかった時代背景があります。ですから、日本全体としては、確かにそのような人口傾向になるんですけども、葛城市自身がそういう現象に巻き込まれないような自治体の構成をとる必要があるであろうと、私は考えております。ですから、当然空き家が発生しましたら、それが新たな転入者が入るべくような施策をまず市として大前提として、根底として持つべきであるという考え方を持っております。そういたしますと、例えば、ちょっとそのまま住めないようなものでしたら、取り壊して、売却をして新たな使用者があらわれるような社会状況に葛城市全体を持っていくというのが、これは時間がかかっても根本原因を解決する大きな手法であると考えておる次第でございます。

ただ、空き家といいますのは、その1軒1軒が全てにおいて条件が違います。当然のことながら、経過年数も違いますし、所有者の経済状況も違いますし、全て違いますので、対応自身が一律の対応ということはまずできません。ですから、1軒1軒に対してご相談をいただけたら、その1軒1軒に対して相談、対応するというのが前提となります。そのための体制というものは、着々と進んでおると私は考えております。ただ、委員ご指摘の特別措置法の中で、自治体として条例を持つべきなのかどうか、その部分については、今検討してる最中でございます。当然のことながら、個人の所有権という権利をある程度制約する条例になりますので、今現在特別措置法の中でできることというのものもあるわけなんですけれども、それに更に加えて条例としてそのようなものを整備するのかどうかというのは、まさに今検討している最中でございます。

以上2点につきまして、考察を重ねながら空き家対策をしていきたいということでございます。毎回同じような返事になりますねんけども、着実に空き家対策としては、行政としては進んできているということでございます。

以上でございます。

藤井本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。

続きまして、第2点目のマンホールカードの登録、申請についてお伺いをさせていただきます。

ふだん何気なしに踏みつけている、マンホールがブームを巻き起こしております。2016年4月に生まれたマンホールカードは、全国のマンホールのふたのデザインをあしらったトレーディングカードであります。このカードを入手するためには、該当するマンホールのある現地に赴き、1人1枚を原則に無料で受け取ることができるというルールになっておりますが、現地に行かなければ入手できないという不便さにもかかわらず、マンホールカードを求めてわざわざ現地まで足を運ぶ、いわゆるマンホラーは結構おられるようです。

マンホールカードは、下水道マンホールのふたが描かれた斬新なコレクションカード、サイズは名刺より一回り大きめで、表面はマンホールの写真のほか、下部には実際にマンホールがある緯度、経度の位置情報が明記されており、表面はデザインの由来が解説されています。無料で手に入るが、配布場所は1種類につき1カ所。集めるには、庁舎や下水道施設など、何か所も訪れる必要があり、自然と下水道の知識に触れることとなります。カードを企画したのは、国土交通省や、自治体、下水道関連企業などが牽引し、日本下水道協会が事務局を務めるPR団体、下水道広報プラットフォーム、GK Pで、全国の自治体と共同でマンホールカードを作成して配布しており、2016年から配布が開始され、2019年3月現在、全国で470自治体が登録し、478種類が存在しております。葛城市と日本遺産に認定された竹内街道でつながるお隣、大阪府の太子町ですが、この太子町でもマンホールカードがあり、太子町のマンホールのイラストには、聖徳太子の墓がある叡福寺多宝塔と、まちの花であるさつき、その背後には万葉集にも詠われた名峰二上山が配置され、そして太子町のマンホールで一番目を引くのが、聖徳太子が制定した17条憲法の第1条で書かれている、和を以て貴しとなす

の一文です。太子町の担当の方にマンホールカードの配布の反響をお聞きすると、マンホールカードはおととしから始められ、老若男女、若い方から会社を退職されたような方々まで、結構マンホールカードを求めて太子町に来られているとのことで、太子町では来られた方々に簡単なアンケートもしていただき、そこでは初めて太子町に聖徳太子のお墓があるということを知ったという方も結構おられるようであります。また、アンケートの別の意見では、マンホールのふたに刻まれている聖徳太子が制定した17条憲法の第1条に書かれている、和を以て貴しとなすという尊い一文を、マンホールに刻み足で踏みつけてよいものかと、これは賛否両論ありますが、このような辛口の意見もあったとのことであります。いずれにしても、ご当地マンホール、そこに行かなければ見ることのできないマンホール、現在ブームであり、関心の高いものがあります。太子町では特徴的なマンホールの缶バッチ、マグネットも制作し販売しております。マンホールカードの発行を通じて、各地に足を運んでいただくことで、着実に観光振興につなげているのではないかと、このように思います。

奈良県においては、マンホールカードの登録申請をして、マンホールカードの配布を実施している自治体は、大和郡山市、斑鳩町、天理市、奈良市、田原本町、橿原市、生駒市の7つの自治体であります。どれも各自自治体の観光名所や名物、ご当地キャラクターなどがあしらわれ、その土地の文化や歴史などを伝えております。天理市のマンホールは黒塚古墳から出土した、三角縁神獣鏡の模様をデザインされており、また大和郡山市のマンホールには、我がまちの地場産業、金魚が水槽で泳ぐ様子を図案化されております。マンホールを見れば、その土地の文化や歴史が伝わってくるようなすばらしいデザインであります。自治体によっては、3つも4つもマンホールカードを発行して、その自治体に足を運んでくる人たちを意図的に名所や観光地に誘導して、観光振興につなげている自治体もあるようであります。本市におきましては、旧新庄町と當麻町が合併して、葛城市となったわけではありますが、本市におきましてはデザインの的に何種類のマンホールがあるのかお答えをください。

藤井本議長 西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部の西口でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの松林議員のご質問、何種類のマンホールぶたがあるのかということですが、本市のマンホールぶたには、大口径用、1号マンホール用、小口径用とありますが、設置件数の多い1号マンホールぶたで申しますと、合計4種類ありまして、旧の新庄町時代のもの、兵家イトーピア開発業者設置のもの、合併後葛城市のもの、以上が幾何学模様で3種類ございます。ほか、1種類として、旧の當麻町時代のもので、二上山、當麻寺の東塔・西塔、そしてボタンの花を組み合わせてデザインされたものがあり、このデザインぶたにはカラー塗装されたものもございます。

以上でございます。

藤井本議長 松林議員。

松林議員 1号ぶた、大きいもの、4種類とのことで、どのマンホールも歴史が感じられすばらしいマンホールであります。私は特に當麻町の二上山が描かれ、まちの花であるボタンと當麻寺にある東西2つの三重の塔が描かれたマンホールは、他の自治体と比較しても引けをとる

ことのないすばらしいデザインであると思います。まずは、このマンホールを葛城市として、カード発行の登録申請をして、本市の観光振興につなげるべきであると思います。葛城市には歴史的にもすばらしい名所旧跡が存在します。日本遺産の竹内街道、中将姫、當麻のけはやなどなど、今後さらに新しいマンホールのデザインを広く市民から応募するなどして、新たなマンホールを作成し、観光振興につなげていくべきであると思いますが、これらのことに対する市長のお考えをお示してください。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

議員特に強調されましたのは、旧當麻町でのマンホール。私も記憶しております。多分表示が當麻町という表示になってんのかなと思いますねけども、それを含めて3、4種類あるということなんですけども、ちょっと、これ研究させていただきたいというのが最終的な結論なんです。議員おっしゃいました数、若干今ふえておりまして、454自治体、それと539種類のマンホールカードがあるそうでございます。大体発行枚数として100万枚を超えてるそうなんです、そうしますと、例えば539種類ということになりますと、大体1,855ということは、大体2,000人前後の方がマンホールに対しての興味をお持ちでカードを収集されてる方なのかなという具合に推測されるわけなんですけれども、じゃあそういう方々が、果たして複数回来られるのか、どういう地域に来られまして、行動をとられるのか。マンホールカードだけもらって帰られるのか、それとも地域の観光に寄与するののかということも含めまして、ちょっと民間的な分析の仕方をちょっとさせていただいて、観光にどのように寄与するののかということ、まず分析する必要があるのかなという具合に考えております。全国1,700ちょっとある自治体のうち、約4分の1以上の自治体が発行されておりますので、その趣旨等は多分当初はマンホールに興味のある方がいて、下水道というものの理解を求めらる中でつくられたのかな。當麻町の中で議論は多分私はその当時まだ議員をしてなかったと思うんですけども、ある一定の投資をして、型もそうですし、かなり高コストになったものでの整備をした時代がありましたので、その辺の確認もしながら果たしてどのように観光振興につながるのかというちょっと分析をさせていただきたいというのが、私の今の考え方でございます。

以上でございます。

藤井本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。よろしくご検討をお願いいたします。

続きまして、第3点目の公用車のドライブレコーダー設置についてお伺いをさせていただきます。

この質問につきましては、昨年6月度定例会の一般質問にて内野議員より質問がなされ、重複する部分もありますが、よろしくお願いをいたします。

本市におきましては、新庄庁舎、當麻庁舎との2庁舎間を行ったり来たり、また、さまざまな出先機関もあります。各課での公用車の移動距離も長くなります。移動距離が長くなるということは、事故に遭遇するリスクが高くなるわけですが、本市における3年間の

事故件数をお示しく下さい。

藤井本議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの松林議員のご質問でございます。直近3年間の公用車の事故件数を申し上げたいと思います。平成28年度は12件、それから平成29年度も12件、平成30年度でございますけれども9件という状況でございます。

藤井本議長 松林議員。

松林議員 最近、車の衝突事故映像などでも見かけられるようになりましたが、ドライブレコーダーとは車載カメラのことで、事故に遭遇した際、例えばよく当たり屋などの被害、自損事故、追突事故など、また最近ではあおり運転が改めて社会問題化しておりますが、これらを映像におさめておくことによって、どの車が危険運転をしたのかを客観的に判断でき、事件や事故の検証資料にもなり、有益なものと言えます。

ここで改めてお伺いをさせていただきますが、現在の公用車の台数とドライブレコーダーの設置状況をお示しく下さい。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの松林議員の質問にお答えをさせていただきます。

現在の公用車の台数でございますけれども、平成31年3月末現在で、総台数が142台ございます。そのうちドライブレコーダー設置済みの台数でございますけれども、13台という状況でございます。

藤井本議長 松林議員。

松林議員 昨年の議事録によりますと、本市において昨年の6月の時点では、公用車145台中ドライブレコーダーの設置は1台もないということであり、今後公用車の更新の際には仕様書に明記をするとともに、計画的に全ての公用車に順次設置をしまいたいという、このようなご答弁でありましたが、ここで改めて何点か固めてお伺いをさせていただきます。

何年くらいをかけて設置をする計画なのか。また、最近ではあおり運転も社会問題化しており、誰もが被害に遭う可能性があります。既存の公用車も含めてドライブレコーダーの設置を前倒しで進めるべきではないのか。前後2方向を録画するドライブレコーダーの設置をする必要があるのではないのか。また、最近ではドライブレコーダー録画中ですと表記されたあおり運転防止ステッカーもありますが、こういったステッカーを公用車の後部に表示することもあおり運転抑止につながるのではないかと思います。これらのことについてのお考えをお示しく下さい。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいま、たくさんの質問をいただきました。4点ばかりあるかと思いますが。何年くらいかけて設置するのかと。それから、あおり運転が社会問題化してる中で加速的に取りつける必要があるのではないかと。それから、前後2方向の録画機能が必要ではないかと。それから、ステッカー、ドライブレコーダー録画中というようなステッカーの必要性というこ

とでございます。

まず、1点目の何年くらいかけて設置する計画であるかというところでございます。既存の公用車を何年乗り続けるのかが、1台1台の状況によって違っております。また、一律に何年経過したから更新するといった一定のルールはございませんので、何年で全ての公用車にドライブレコーダーを設置しますというのはちょっと難しいかも知れませんが、思いとしては5年程度をめどに設置できればと考えておるところでございます。

それから、2点目の加速する必要があるのではないかとこのところでございます。確かに近年あおり運転につきましては、多く報道されておまして、代表的な案件といたしましては、常磐道ほかの同一人物による事件等がございました。道路交通法では、事故にまで至っていなくても、将来事故を起こす可能性が高いと認められる人は、免許を停止することができるというふうに規定をされております。警察庁は平成29年12月に全国の警察に対し、事故に至っていなくても、暴行や脅迫などの事実が認められる場合には、免許停止などの処分を適切に行うよう指示を出されておるところでございます。さらに平成30年1月からは、悪質危険と見られるあおり運転には、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪ですとか、暴行罪などを適用するなど、これまで以上に罰則を強化されておるところでございます。このような背景から、事故、事件に巻き込まれた際の資料として、また職員の安全運転意識の高揚等の効果が期待できるものとして、できるだけ早期にドライブレコーダーを設置する必要があると考えておるところでございます。

次に3点目の、前後2方向の録画可能なものということでございます。現在設置しております13台のドライブレコーダーにつきましては、常時録画が可能で、GPS機能を搭載しており、車速、車の速度が記録できるものでございます。音声も録音されるものでございますが、1方向、前面のみの録画という機種でございます。ここで、最近ディーラーに問い合わせをさせていただいたところ、こういった社会問題が現実になった状況で、需要がかなり多いということで、2方向録画できるドライブレコーダーがなかなか入手困難という状況になっているということを伺っておるところでございます。

それから、最後の質問でございます。ドライブレコーダー録画中ですとか、あおり運転防止のためのステッカーということでございます。こうしたステッカーを公用車の後部に表示することもあおり運転の抑止につながるのではないかと考えておりますので、これらのことにつきましては、一定効果が見込めるものでございます。ドライブレコーダーを設置した車両に順次貼付してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

藤井本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。公用車のドライブレコーダーの設置は、事故の際の検証資料にもなり、また、職員自身の安全運転意識の高揚につながり、有益なものであると言えます。それとともに、誰もが被害に遭う可能性があるあおり運転も社会問題化しております。ある保険会社によるドライバーへのアンケート調査によれば、あおり運転された経験がある人の割合は70%以上との結果も出ております。特に本市においては、當麻、新庄の2庁舎間の移動、

出先機関への移動等、公用車での移動距離は長いと言えます。職務中の職員をあおり運転から守る意味におきましても、今申し上げましたこれらの取り組みの実施を切に要望いたします。

次に、最後の第4点目となります。公共施設におけるスマホ、携帯電話のソーラー充電スタンドの設置についてお伺いをさせていただきます。

自然災害発生時の情報手段として欠かすことができないのが、携帯電話であり、スマートフォンであります。重要なライフラインの1つと言えます。当然、通信機能もあつた方がいいようではありますが、実際に使えるようになるのは、災害が起こってしばらくたってからのことの方が多いようであります。連絡手段は通信機能1つに限定しない方がリスクを分散できます。ラインやフェイスブック、そしてツイッターは情報を収集したり拡散でき、お互いに安全であることがリアルタイムで確認することができます。また、各市町村のホームページにアクセスしたり、SNSで現地の写真など最新情報を拾ったり、すぐにインターネットにアクセスして、震源地や余震情報、避難場所、市町村からのお知らせなどが確認でき、市民の皆様の安心と安全につながります。発災直後に気が動転して、貴重品を持って出ることはなくても、スマホだけは片手に持って家の外に避難する方も多いのではないかとこのように思います。いずれにしても大事なことは、携帯電話やスマホを安心して使える環境を整備することが市民の皆様の安心と安全につながることにあります。

指定避難所や公共施設のWi-Fi環境の整備も大切であります。長期にわたる停電も問題となります。2018年9月4日、非常に強い台風21号が西日本に上陸して、関西地方を中心に被害をもたらしました。その直後となる9月6日、北海道で震度7の大規模な北海道胆振東部地震が発生。広範囲にわたって停電が発生するなど、自然災害による大きな被害が相次ぎました。今回の北海道における地震で大きな問題となったのが、広範囲、かつ長期にわたる停電の発生でありました。スマートフォンは停電で充電できなければ、バッテリーが枯渇して使えなくなってしまいます。今回の地震では家電量販店で、乾電池よりもモバイルバッテリーの方が売れたと、このような報道がなされました。それだけ災害時におけるスマートフォンの重要性が高まっていることを示していると言えます。

東京では、スマートフォンや携帯電話を無料で充電できるソーラー充電スタンド、シティチャージが設置されました。事業概要説明には、都民や旅行者が無料で使用でき、非常用電源としても活用できるとあります。また、東京都に続き、愛知県一宮市でも公明党の市議会議員の要望により設置されることとなりました。この充電スタンドは蓄電池が内蔵されているので、夜間や曇りの日でもスマホの充電が可能となっており、左右両面に2口ずつUSB端子があり、4台同時に充電ができます。スタンドがフル充電の状態だと、1台5分ずつ充電できるとして、120台充電可能であります。災害時の長期にわたる停電発生時において、非常に有用であります。そしてこのタイプはLED照明搭載で夜間照明としても活用可能ということでもあります。2015年9月に国連サミットで採択されたSDGs、誰一人残さない社会の実現を目指す、持続可能な開発目標の7つ目の目標である、エネルギーをみんなに、そしてクリーンにというこのような目標があります。これは全ての人に持続可能で近代的な、

信頼できて手ごろなエネルギーへのアクセスを可能にするというこのような内容ですが、この目標を達成するためには太陽電池を初めとする、風力、地熱などのクリーンなエネルギー、再生可能エネルギーへの投資をより一層すすめていく必要があります。こういった意味合いにおきましても、SDGsの目標達成にもつながるソーラー充電スタンド、シティチャージの設置をするということは、その目的と理念に深く合致する取り組みであると言えます。そしてまた災害発生時においては、非常に有用であり、価値的でもあります。ぜひとも本市におきましてもソーラー充電スタンド、シティチャージの設置を要望したいと思いますが、このことに対する阿古市長のお考えをお示してください。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

災害時ということに考えますと、今ちょっと調査しております案件としまして、通信会社ドコモとソフトバンク、au等、大手の会社と災害時の充電のシステムを協定結べないかどうかということの研究させてます。ですから災害時にそのような提供を受けることができるのかどうか。今、事例としてちょっと報告を受けてますが、奈良県では十津川村がNTTドコモとどうも協定を結ばれているみたいです。その内容はいろいろ多種にあるみたいですねけども、我が市が求めている例といたしましては、発電機能、マルチチャージャーつきで充電設備の提供を受けることができるのかどうか、それと、マルチチャージのみを自治体で備蓄して充電設備のみを提供受けるのか、それと両方提供受けるのかどうかということも含めまして、今研究させてます。ですからまず通信会社と協定を結べると思っていますので、その中でそういうふうな形のものを考えていきたいなと思ってます。議員ご指摘の、特にシャープさんのやつ、以前私、見たことあるんですけども、シャープさんにはサンプルとして1回提供してくださいとお願いしたんですけども、来ませんでしたけども。本当にスタンドになってて、屋根かなんかにソーラーパネルがついてるものやったと記憶してます。値段的にもある一定のええ値段したように記憶してます。

それと今、そのこと以外に考えてるのが、公用車として今実は蓄電池としては、電気自動車、ハイブリッドの蓄電池が一番低コストなんです。家庭用の蓄電池はまだまだ高どまりしてるんですけども、自動車に使われてる蓄電池が非常に低コストで、そこからスマートフォン等の充電ができる機能を持つてるものがもう今現在ございますので、公用車としての整備を、ある程度の割合で災害等があったらその公用車を地区に回して、臨時的な充電機能を持つてるものですので、それを使えるのかどうかというのを実は考えております。それで本来でしたら来年度その補助事業の中でそれができるといいうのが見つかったように思ったんですよ。ただ、来年度やるに当たって再度検証した結果、ちょっとそれは難しいような形になりましたので、ですから、もうこれ公用車の、例年何台か発生していくときに、蓄電池を持っている電気自動車を公用車としてある一定の割合を私は確保していくべきやと。それで災害時にはそれをそういう充電設備として活用する、そういうようなことを考えておく方がええのと違うのかなと思ってます。ですから、公用車のこれから購入に当たっては、それを優先して購入していきたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。

藤井本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。市長もさまざまな角度から検討されてるということで。ソーラー充電スタンド、シティチャージもまたお考えいただきまして、災害時の長期にわたる停電発生時において、非常に有用でありますシティチャージ、携帯やスマホを安心して使える環境の整備をすることが市民の皆様の安心と安全につながるようになります。ソーラー充電スタンドの設置を切に要望いたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

藤井本議長 松林謙司君の発言を終結いたします。

次に、7番、内野悦子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、内野悦子君。

内野議員 皆様、おはようございます。公明党の内野悦子でございます。先日の台風15号、関東各地に被害をもたらされました。被害に遭われた方々、また被災された方々には謹んでお見舞いとお悔やみを申し上げます。一日も早い復興を心よりお祈りを申し上げます。

ただいま、議長のお許しをいただいて、私の一般質問を行わせていただきます。私の質問は、SDGsの取り組みについてでございます。そしてもう一つはマイナンバーカードの普及についてでございます。

これよりは、質問席より行わせていただきます。

藤井本議長 内野悦子君。

内野議員 よろしく願いいたします。

まず初めに、SDGsについてご質問させていただきますが、前回の梨本議員の質問にもこのSDGsが取り上げておられました。若干重なることもありますが、よろしく願いいたします。このSDGs、私の今この胸元についてこのバッジがございまして、これがSDGsのバッジでございます。2030年を期限とし、17の目標と169のターゲットを設定しております。誰一人残さない持続可能な社会の実現を目指し、2015年9月の国連サミットで採択をされた国際目標でございます。ターゲットに取り組むことにより、目標、ゴールを目指します。これらSDGsに取り組むことにより、みずからの地域の状況を見つめ直し、課題に改めて気づくことができます。新たな価値観で新総合戦略の政策の策定を、SDGsを入れていただいて、よろしく願いいたします。

現在、本市が行っているSDGsの目標で、具体的に組み込まれているものはありますでしょうか。お答えください。

藤井本議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの葛城市でのSDGsの取り組みでございますが、これはさきの6月議会での答弁で当時の担当からも申し上げているところでございますが、このSDGsが採択されました国連サミットにおきまして、安倍総理からSDGsの実施に最大限に取り組む旨が表明さ

れております。国内実施と国際協力の両面で率先して取り組むため、政府はSDGs推進本部を設置し、関係府省庁が連携し政府一体で取り組む体制を構築されております。2016年12月には、SDGs推進本部において、SDGs実施指針が決定されておまして、この指針では、ビジョンとして持続可能で強靱、そして誰一人残さない、経済、社会、環境の総合的向上が実現された未来への先駆者を目指すことが掲げられ、また実施原則として、普遍性、包摂性、参画型、統合性、透明性と説明責任が掲げられ、地方自治体に対しましては、各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たっては、SDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係府省庁の施策にも通じ、関係するステークホルダーとの連携の強化と、SDGs達成に向けた取り組みを推進することが役割として期待されております。

また、SDGsの実施指針では、8つの優先課題と具体的施策がございます。この具体的施策として触れられている女性活躍の推進、子どもの貧困対策、障がい者の自立と社会参加支援、教育の充実、有望市場の創出、農山漁村の振興、生産性の向上、国土強靱化の推進、防災、持続可能な森林、海洋、陸上資源、児童虐待といったこのような施策は、既に葛城市として十分に取り組んでいるか、あるいは今後重点的に取り組んでいくべきものとなっております。SDGsに貢献、または貢献し得るものとなっております。

今年度策定する総合戦略におきましても、SDGsに取り組んでいる企業の方から策定委員として参加いただく形でご意見をいただきながら、最大限取り入れることを念頭に、総合戦略プランを作成してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

藤井本議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。本市の総合戦略策定において、最大限にSDGsの理念を反映していただくのご答弁をいただきました。よろしくお願いいたします。

私は、このSDGs、全庁挙げてこのSDGsの内容を理解をし取り組んでくださるよう重ねてお願いをいたします。今年度においては、自治体SDGsモデル事業選定都市の採択を受けられた生駒市、三郷町、広陵町ですが、これらの先進事例なども参考にいただき、私の方もしっかりと勉強させていただきます。

SDGsの目標の中の、例えば目標の12に、つくる責任、使う責任という目標があります。国連の持続可能な開発目標、SDGsには、食糧廃棄の半減が定められていますが、食品ロスの削減は国際的な課題であり、日本としても家庭からでる食品ロス量を2016年から2030年度で25%の削減を目指す、決して容易な数字ではありませんが、目標達成に向け努力していかなくてはなりません。以前にも食品ロスについてお聞きをさせていただきましたが、その後、食品ロス削減に向けての取り組みなど、何か進められておられることがあればご答弁いただきたいと思っております。

藤井本議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの内野議員の食品ロスの取り組みについてということでございます。

商工観光課の食品ロスに関する昨年度からの新たな取り組みといたしまして、「もったい

ない、食品ロスを減らすんだ」と題したパンフレットを作成し、昨年10月の広報配布時に、各戸に配布させていただき、広く市民の方が食品ロスについての理解を深めて取り組んでいただけるよう、啓発をいたしました。パンフレットの内容につきましては、日本の食品ロスと、世界の食糧援助量を比較した現状や、食品ロスの内容と発生量などについての説明など、イラストを交えた説明の記載や、食品ロスを減らすために私たちができることの4項目として、食材は必要なときに必要な分だけ買う、余った食材も活用する、賞味期限と消費期限を正しく理解する、食べ残しをしない、についての説明と、簡単に取り組める方法のアドバイスなどを記載しています。とても見やすいパンフレットとして、食品ロスの状況や取り組み方法の理解を深めていただく資料になったのではないかと考えております。また、今後このようなパンフレット等を作成させていただき、食品ロスの問題についての理解の向上と、食べ残し食品の減量や食品ロスへの取り組みの向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。よろしくお願いいたします。

教育委員会からは、食品ロスの取り組みとして、給食センターの取り組みについて、ご説明させていただきます。給食センターの食品ロスに関係する取り組みとしましては、3つの新たな取り組みを進めてまいりたいと考えております。以前ご指摘いただきました、食物残渣量につきましては、水分を取り除いた上で調理残渣と給食残渣を分けて統計をとることで、食品ロスの正確な確認を昨年7月より行っております。新しい取り組みとしまして、本年7月の学校給食運営委員会におきまして、今年2月のアンケート結果をもとに議論いただきまして、従来からの安全・安心はそのままに、加えて楽しい、おいしい給食を目指すことといたしました。そのための対策といたしまして、1つ目、子どもたちの嗜好や食べ残しの状況を給食センターがより早く把握できるように、従来月1回行っていた給食検査表への記入にかえて、給食当番健康観察表に毎週記入し、給食センターへ返すことで学校の声をより早く反映する体制を整えます。次に、2つ目としまして、給食の味つけについてでございますが、管理栄養士が給食の摂取栄養基準を考えながらおいしい給食を目指すための対策としまして、プロの料理人の方などにアドバイスをいただけるよう考えております。次に3つ目としまして、給食調理におけるプロポーザルの提案に調理残渣についても含めて提案していただけるよう、令和2年7月までの学校給食センター調理配送業務委託について、5年間の業務委託の見直しを、令和2年4月からプロポーザルによる業者の選定を予定しておりましたが、今回3カ月程度前倒しして、準備期間を長くとることで広く民間業者の提案をしていただけるようにと考えております。これらの新しい3つの取り組みを通じて、楽しい、おいしい給食を目指すことで、食品ロスの削減に取り組んでいきたいと考えております。

藤井本議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部の中井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方からは、公立保育所3園での取り組みについてご説明させていただきます。公立保育所3園では、給食の自園調理を行っており、野菜、肉、魚、果物などの生鮮食品は当日の

朝に各園に搬入されております。基本的には園児が欠席した場合に、残食が出ることとなりますが、通常は、各園数名ぐらい分でございますので、また、特に欠席者の多いお盆の時期は、事前に休むかどうかの確認をとり、残食を減らす手だてをとらせていただいております。なお、調理の過程で出る、ジャガイモの皮やニンジンの皮などは、環境課が推奨するおひさま堆肥をつくる容器に入れ処理しております。水分の多いその他のものは燃えるごみとして処分しているのが、保育所の給食における取り組みの現状でございます。

以上でございます。

藤井本議長 内野議員。

内野議員 それぞれ部長より各分野においての食品ロスに対する取り組みを聞かせていただきました。今後ともどうか、食品ロス削減に努めていただければ幸いです。

食品ロスに関して、今年の5月16日の衆議院本会議でまだ食べれるのに捨てられてしまう食品ロスを削減するための、食品ロス削減推進法案が全会一致で可決をされました。大手コンビニ会社でも対策に乗り出す動きが出始めるなど、食品ロス削減に向けた機運が高まっております。食品ロス削減推進法案は、国が基本方針を策定し、都道府県や市町村がそれに基づく推進計画を策定する内容で、食品ロス削減への国民運動を促すのが目的であります。未利用の食品を必要な人に届ける、フードバンクに対する支援も盛り込まれております。まだ食べることができる食品については、破棄することなく、貧困、災害等により、必要な食糧を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要であります。本市としても、消費者、事業者に対する知識の普及、啓発のほか、家庭や事業者から寄贈された未利用食品を福祉施設や災害被災地などに提供するフードバンクの支援などに取り組むよう求めています。国内外問わず豊かだと思われる日本でも決して例外ではありません。そんな中で飢餓や貧困に苦しむ人を救おうと、数多くのボランティア団体の制度が立ち上げられております。このことは、SDGsの持続可能な開発目標の2、飢餓ゼロにつながります。フードバンクにはたくさんのメリットがあります。まず、食糧の提供を受ける側は、栄養不良から脱することができます。また、食費の負担が減ることによって生活費にも余裕ができます。廃棄処分の際に排出されるCO2の削減にもつながるため、環境面でも大きなメリットがあるのです。SDGsの目標達成のためにも、市としてフードバンクの設立をお願いしたいと要望させていただきます。また、10月は食品ロス月間と先ほど部長の方からもお話がありましたが、去年はチラシを配布していただきましたが、この推進法案の中にもこの10月を食品ロス月間と定めてあることが書いてありました。今後も啓発活動にも持続可能でよろしくお願いをいたします。

また、学校給食の新たな取り組みとして、楽しい、おいしい給食を目指し、食品ロス削減に取り組んでいきたいとのお返事で努力を感じました。本市の給食のロス量の目標も明確にさせていただき、達成に向けて更に努力をしていただきたいと思います。食料残渣を減らすことで、環境にもよい影響が出ます。

食品ロスの取り組みを少しご紹介させていただきます。徳島県の県内の家庭約100世帯を対象に行った実証実験でございますが、具体的には、各家庭で破棄した食品の計量と記録

を4週間実施、さらに、半数の約50世帯に適切な情報提供や助言を行った結果、この助言を受けた世帯では、1世帯当たり食品ロスの量が約4割も減ったそうです。注目すべきはその助言の内容であります。家にある食材を把握して、使いきれ的分だけ買う。早く食べるべき食材は冷蔵庫内の目立つ場所に置くといった、いずれも取り組みやすいものばかりで、参考になると思います。また、食品ロス削減度チェックシートを配布している市町村もごさいます。

食を大事にすることで、経済効果につながり環境問題にもSDGsのゴールにもつながっていきます。

次に、SDGs目標3の全ての人々の健康と福祉を。具体的な取り組みの目標で、たばこ規制枠組み条約の実施の中には、たばこ使用及びたばこの煙にさらされることの広がりを継続的かつ実質的に減少させる、受動喫煙は、健康で幸福に生きる権利を侵害することにつながります。この戦略の中で取り組むべき課題と思います。防止するためには、屋内は100%完全禁煙とすることが必要であることから、さまざま公共施設において対策が講じられてきましたが、県内市町村の令和元年7月1日以降、本庁舎及び議会棟等の受動喫煙防止対策においては、本庁舎では39市町村で、特定屋外喫煙場所を設置している市町村は22市町村で、設置場所を確保されていますが、それ以外の17市町村は敷地内禁煙でございまして。公用車においては、35市町村が全車禁煙となっております。本市は4月1日現在では敷地内禁煙でしたが、7月1日以降においては、設置場所を確保されていますが、施設、類型、場所ごとに禁煙措置や、喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示が義務づけられておりますが、本市の7月1日より、第1種施設の設置状況を伺います。また、第2種施設についての取り組みはどのようにお考えかもお聞かせください。

藤井本議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまのご質問でございます。健康増進法の改正に伴って、どうなっていたかということのご質問でございます。

この受動喫煙対策につきましては、健康増進法の改正に伴うものですので、私の方からお答えさせていただきたいと思っております。

まず、第1種施設でございますが、こちらの調査では44施設ございました。主なものとしては、先ほど申し上げられました両庁舎を初め、クリーンセンター、文化会館、歴史博物館、浄水場、ゆうあいステーション、そして小中学校、幼稚園、保育所、学童保育所。また、事務所等併設しているグラウンドなどを対象といたしました。この中で特定屋外喫煙所を設置した施設が16施設ございますが、例えば中央公民館とその向かいにある市民体育館など、共用として1カ所しか喫煙所を設けていない部分もあり、16施設の中で喫煙箇所数で申し上げますと、11カ所となります。

また、第2種施設でございますが、いきいきセンター、両道の駅、ウェルネス新庄、また各屯所、グラウンド、公園、広場など33施設と地域の公民館等が対象となっております。こちらにつきましては、来年4月の施行ということで、それに向け敷地内禁煙ということも含

め、現在調整中でございます。

以上でございます。

藤井本議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。市内公共施設16施設に特定屋外喫煙所を設置されたということでございますが、掲示の方もよろしく願いいたします。ここで吸えるという。

あと、第2種施設については、現在調整中ということですので、引き続き受動喫煙対策をよろしく願いを申し上げます。

では、続きましてSDGsの目標11、住み続けられるまちづくりからですが、以前市民の方から、車に乗れない、乗らないので買い物に不便さを感じられている等々のお話を相談を受けました。それから間もなく新聞記事で愛知県長久手市の買物リハビリが掲載をされておりました。すぐさま、視察研修に行かせていただきました。

その内容は、高齢者を商業施設まで送り迎えをし、買い物のついでに簡単な体操や健康チェックをしてもらうというもので、昨年7月から2つの商業施設で始まり、高齢者の運動不足と買い物難民を同時に解消し、健康寿命を延ばすことが目的であります。参加者は自宅まで車で迎えに来てもらい、店に到着するとリハビリコーナーへ行き、椅子に座ったまま上半身を動かす簡単な体操のほか、血圧や脈拍などの健康チェックを済ませると、自由に買い物を楽しむことができます。ひとり暮らしでふだんは人と話す機会が余りない方からは、きょうはいろんな人と話ができるうれしいと感想も語っておられました。料金は1回300円でありました。

葛城市においても、さまざまな高齢者に対する介護予防支援がございしますが、その介護予防支援についてお伺いをいたします。

藤井本議長 保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。

ただいま、内野議員から長久手市の事例もご紹介いただきました。本市におきましては、今ご紹介いただいた運動教室と買い物支援を一緒にしたものはまだ現在ございません。しかし、要支援1、2及び基本チェックリストにより該当する方に対し、介護予防、生活支援サービス事業として、送迎付きの運動教室である元気アッププラス教室と、また同対象者に対してご自宅へ訪問して、運動指導等を同時に行っております。また、自宅へ歯科衛生士が訪問して、口腔指導も行っております。

次に、一般介護予防事業としましては、65歳以上の希望者に対し、運動習慣を身につけるための講座として、水中運動教室や、介護予防に関する講演や個別相談やレクリエーションを行う、いきいきヘルス事業、また運動を体験し、実践するきっかけをつくるため、はつらつ健康教室、地域で運動が継続していけるように、リハビリ職による運動指導を行う元気アップ教室。また、地域の公民館等で認知症に関する知識の普及及び予防のための脳の活性化のためのゲームや、頭の体操などを実施する認知症予防教室などを行っております。それに加えて、買い物への支援としましては、奈良コープと提携し、地域で要望のあった場所へ出向き、移動販売車による食料品などの販売を行っております。この買い物支援につきまして

は、地域のコミュニケーションの場となり、高齢者のひきこもり予防にも役立ってきていると考えております。

以上でございます。

藤井本議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。さまざま、健康づくり支援、また認知予防、買い物支援などを行っていただいていることがよくわかりました。高齢者の活力を確保し、元気に住み続けられるまちづくりを進めていくんですけども、また新たなメニューとしてこの買い物とリハビリが一緒になった買物リハビリの導入を要望いたしておきます。

それでは、続きまして次にマイナンバーカードの普及及びマイナンバーカードの地域活性化に向けた取り組みについてお尋ねをいたします。

本年10月から予定をしております消費税10%引き上げに伴い、反動を減少させる国の対策として、商品券の発行、またクレジットカードなどのキャッシュレスの手段による、買い物ポイント還元が実施されると認識をしております。さらに、2020年度からはマイナンバーカードを活用した総務省の消費活性化策が実施されますが、マイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定して、一定金額を前払いしたものに対してポイントを付与する方向で検討していくと聞いております。また、既に2017年度からはマイキープラットフォームなどを活用した、自治体ポイント事業のシステムを活用することを基本として、実施をされています。総務省が進めていますマイキープラットフォームを活用すれば、改めてシステム構築することなく、図書館等公共施設のワンカード化ができます。また、健康ポイント事業なども実施できます。さらに、携帯電話会社のポイントを本市で活用できる自治体ポイントに変換して、地元の商店で買い物や市内の公共施設である、歴史博物館また体育館、文化施設などの入館料、または使用料、公共バスの利用料などに充てることができるなど、本市独自で定めることとして、既に行うことが可能となっております。また、クレジットカードのポイントや、マイレージ等を自治体のポイントに活用もでき、さらに、寄附金口座を設けておけば福祉事業や教育事業、環境保全事業等の寄附を集めることも可能です。本市においても今後政策展開していただきたいと思っております。

マイナンバーカードのメリットとしては、自動車運転免許証やパスポートなどと同様に公的な身分証明として使える点を初め、先ほども述べましたが、今後ますます利活用がされていく便利なツールであると思っております。この制度を活用するには、まずはマイナンバーカードが必要となります。普及促進が必要と思っておりますが、まず、この本市におけるマイナンバーカードの交付枚数を、また2016年に策定されている総合戦略の中には2019年度交付枚数の目標値が3,000枚と掲げられていました。交付数と交付率と県内の状況をお伺いをいたします。

藤井本議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、葛城市におけます本年7月1日時点のマイナンバーカードの交付枚数は、3,716枚でございます。葛城市総合戦略の目標値である3,000枚は達成させていただいております。県内の状況、全国平均等との比較を行うため、直近の総務省統一基準日におけます調査報告

の数値でご説明を申し上げます。

人口は平成30年1月1日時点、交付枚数は本年7月1日時点として交付枚数率を計算しております。

葛城市における平成30年1月1日時点の人口は、3万7,265人で交付枚数は3,716枚でございますので、交付枚数率は9.6%でございます。比較といたしまして、まず奈良県ですが、人口137万1,700人で、交付枚数は21万9,575枚で、交付枚数率は16.0%でございます。

次に、全国では人口1億2,770万7,259人で、交付枚数1,727万2,307枚で、交付枚数率は13.5%という状況でございます。

当てはまらない場合もございますが、全国的に概して交付枚数率は高い方から特別区、政令指定都市、市、町、村の順で、町村の全国平均交付枚数率は10.8%となっております。男女年齢別では、男女とも75歳から79歳の交付枚数率が最も高く、男性が27.2%、女性が21.7%で、男女計24.2%となっております。20歳までは、男女とも1桁台、20歳から54歳までは10%から13.5%、55歳から74歳までで16%から23.2%となっている状況です。

以上でございます。

藤井本議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。細かく詳細に状況を聞かせていただきました。ありがとうございます。今部長からいただいた数字の中で、葛城市は9.96%の交付率ということでございました。私もちょっと調べさせていただきました。2019年4月1日の総務省のデータでございますけれども、市の交付率のトップが宮崎県都城市で29.1%。2番目にお隣の奈良県の橿原市が24.4%ということでございました。全国的にも今お話を聞かせていただいたとおり、1割の人しかつくっていないという現状でございます。奈良県としては全国平均を上回っておりますけれども、本市はまだまだ低いのはなぜかというところも検証していただけたらと思います。本市がマイナンバーカード取得において何か努力されていることはございますでしょうか。

藤井本議長 市民生活部長。

前村市民生活部長 本市におけるマイナンバーカードの利活用の取り組みの状況についてご説明申し上げます。

現在、住民票や印鑑登録証明書のコンビニエンスストア等における自動交付、そして図書館カードとしての利用が可能となっております。図書館カードとの連携は、今後他のカード等の利活用が展開されるに伴って、相乗効果で比例的に増加していくものと思われ、現在は8件でございますが、住民票や印鑑登録証明のコンビニ交付件数は平成30年度で471件ございました。この471という数字は、市役所での窓口交付を含む全体の交付総数中に占める割合では、住民票で2.89%、印鑑証明で2.14%にとどまっている状況で、今後引き続き周知に努める所存でございます。本年6月に開催されたデジタルガバメント閣僚会議において決定された、マイナンバーカードの普及及びマイナンバーカードの利活用の促進に関する方針が、総務省自治行政局住民制度課より、各都道府県社会保障・税番号制度担当部局経由で通知されておりますが、その中で議員が先ほど述べられました、来年度令和2年度に実施され

る自治体ポイントの活用や、令和3年3月から本格実施されるマイナンバーカードの健康保険証としての利用を円滑に実施するための施策が盛り込まれています。こうした状況も踏まえ、まずは市民窓口課として市民の皆さんに対する休日交付等、交付促進に継続して努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

藤井本議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。本市としましては、このマイナンバーカード、住民票、印鑑証明でコンビニで発行できるということで、若干人数を聞かせていただいたんですけども、少ないかなというふうには思いましたけども、コンビニで、そんなしょっちゅう出すものでもないので、今後普及が進めばいいなど。先ほど都城市のことを話をさせていただいたんですけども、ここは住民票と印鑑証明とそして戸籍証明書、所得課税証明書等もコンビニ交付をされているというふうに伺っております。今後、市においてもこのように開いていただきたいなとそのように思います。樫原市がマイナンバーカードに使用する写真を市が負担されているそうであります。やはり、先ほどもマイナンバーカードの普及率の高いところというのは、いろいろとやっぱり工夫をされているなということを勉強する中で、いろいろと感じました。その中でやはり、いろいろとマイキープラットフォームに入っているいろんなものがすごく魅力的なこともあって、本当に市民が作りたいたいとそういうふうに見えるようないろんな施策を入れていただきたいなと、そのように思います。

次に、マイキープラットフォームについての質問をする前に、このマイキープラットフォームの構想について簡単に説明をさせていただきます。

マイナンバーカードの公的個人認証機能を利用して、ポイント进行管理するシステムを構築した上で、各自治体が発行するポイントやクレジットカード会社、航空会社などの民間企業が付与しているポイントを自治体ポイントとして合算し、さまざまな住民の公益的活動の支援と地域の消費拡大につなげることを目的とした事業でございます。マイキープラットフォーム構想は、全国で270程度の自治体が参加をし、うち70程度の自治体が独自の取り組みを行っておりますが、実施に当たっては期待される効果とあわせて、さまざまな課題もあると伺っておりますが、奈良県では4市9町がマイキープラットフォーム運用協議会に参加をされております。本市も参加自治体に記載をされております。市民の利便性の向上、さらには地域の活性化につながる取り組みであるマイキープラットフォームの体制整備に努めていただきたいと思いますが、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

藤井本議長 市民生活部長。

前村市民生活部長 マイキープラットフォーム自治体ポイント制度など、マイナンバーカードの普及による地域経済の好循環の創出も期待されているところであることは、認識しているところでございます。企画情報推進課や産業観光部局を初め、それぞれの利活用目的と関係するあらゆる部局と連携を図りながら、利活用できる、例えば商店等、受け入れ側の手続や、端末機器設置に要する費用や時間、メリット、デメリット、さらには近隣市町村や公共交通機関等市民の生活圏内の官民の動向も注視しながら、広報活動を初め、マイナンバーカードの普

及、啓発の努力を続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

藤井本議長 内野議員。

内野議員 それでは最後に、さきのマイナンバーカードの交付率ですが、75歳から79歳が人口に対する交付率が最も高いということでもございました。やはり、高齢者の方々は身分証明証がないことから、進められている自治体もあると伺っております。まだまだ不安要素があるのかもわかりませんが、さまざま研究をしていただき、努力をしていただけるということなので、期待をさせていただきたいと思います。今後とも普及活動よろしくお願いを申し上げます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

藤井本議長 内野悦子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時31分

再 開 午後 1時30分

川村副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いをいたします。それでは、3番、吉村始議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、吉村始議員。

吉村始議員 皆さん、こんにちは。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして一般質問をいたします。午前中は公明党のお二人が質問に立たれましたが、午後は私と梨本議員、青雲会の2名でまいります。

6月議会の一般質問で、私は子育てしやすいまちを目指す葛城市を念頭に、将来を担う子どもたちの育成とまちづくりについて小学校の校区割と学校図書館について伺いました。今回も引き続き、私の提言も交えながら伺いたいと存じます。

今回の質問は3つございます。質問の1つ目は体育施設の管理運営についてであります。2つ目は新生児聴覚検査の公費補助についてであります。3つ目は図書館の市民サポートについてであります。恒例のパネルですが、今回も議長のお許しを得ましたので、使いながら質問に望みたいと存じます。どうぞよろしくお願いをいたします。

なお、これからの質問は質問席にて行いたいと存じます。

川村副議長 3番、吉村始議員。

吉村始議員 先月19日から24日にかけて、全国中学校サッカー大会が開催されました。開会式は奈良市内のジェイテクトアリーナ奈良で、閉会式は橿原市内の奈良県橿原公苑陸上競技場で行われました。20日からの3日間は、我が葛城市が誇る天然芝の新庄第1健民運動場と新町公園球技場で行われましたが、県内のほかの競技場と比べても、ピッチ、グラウンドの状態がよかったために、決勝戦も葛城市内でやってほしかったなという声も聞いたほどでございます。

質問に望みたいと存じます。昨年、12月議会、今年3月議会で質問した際、両グラウンド

の補修工事がおくれにおくれているというような状況でございました。しかし、春以降の関係者の皆さんの大変なご努力により、ピッチの状態は見違えるようにきれいになりました。私も大会当日試合会場に伺いましたが、会場にいらっしゃった大会関係者からも口々に絶賛の声を聞きました。大会前に私も何度か現場に出向き、作業に当たっておられた方々から、こんなさまざまな工夫をしますよということを伺いました。改めて改修をどのように行ったのか、教育委員会としての達成状況をお伺いします。

川村副議長 森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。よろしくお願いいたします。

達成状況についてでございます。本年度に入りまして、新庄第1健民運動場及び新町公園球技場芝生管理アドバイザー業務委託を締結させていただき、アドバイザーの指導のもと、両グラウンドの整備を進めてまいりました。芝刈りにつきましては、6月までは週1回程度実施してきましたが、夏場の7月に入ってから、週3回行っております。それにあわせて、コア抜きを6月に1回行い、ホーキングは月1回程度行っております。目土の散布につきましては、機械散布を2回、手まき作業1回、くぼみに散布を行いグラウンドのでこぼこの解消に努めてまいりました。肥料散布につきましても、今年より、年3回行っていたものを月1回程度にふやしましたが、効果は非常に大きく、来年以降も必要な作業と考えております。

川村副議長 吉村始さん。

吉村始議員 芝生が育つためには、土の中に空気が多く含まれることが必要なんです。土に穴をあけることにより、土の中に通気性、それから透水性を向上させるためにエアレーションをされたということであります。毎月棒を突き刺して穴をあける、ホーキング、スパイクキングとも言いますが、これを行ってそして穴をあけて中の土を抜き取るコア抜きは1回だけされたということであります。特に新庄第1健民運動場は以前から芝生の専門家が指摘されていたように、粘度の高い土でグラウンドのかたさが問題でした。私もそこを心配しておりましたが、先ほどご答弁の作業によって改善はされたのでしょうか。また、先月の末に芝生の専門家や管理業者、教育委員会の3者で今後の管理も含めて、再度打ち合わせをされたと伺っております。コア抜きの深さ、また先月時点での芝の張り方などもあわせてご答弁をお願いします。

川村副議長 教育部長。

森井教育部長 ただいまの今現在の状況でございます。

議員ご指摘のとおり、新庄第1健民運動場は、以前から粘度の高い土でグラウンドのかたさが問題となっております。そのため、グラウンド整備に係るエアレーションの深さを通常より深くすることにより、土壌の通気性や排水性の改善に努めてまいりました。このことで、ピッチの状態は予定どおり柔らかく仕上がりましたので、大会前にローラーをかけて固めて使用するまでに改善いたしました。また、大会終了後に、今後の整備方法と運用方法などを検討するために、芝生管理アドバイザーの指導のもと、ホールカッターを使って穴をあけて確認しましたところ、芝生の状態はグラウンド周辺部分につきましては10センチメートル

ルの深さまで根が張り、選手がよく使う土を踏みしめられるセンターライン付近も6センチメートル以上張っていることを確認しております。市民が使うグラウンドとしては十分なレベルに達することができているとのご意見をいただいております。

川村副議長 吉村始さん。

吉村始議員 例えば、新庄第1健民運動場なんですが、上から見たらよくわかるんですが、もともと高麗芝だけのグラウンドだったんです。それが西洋系のバミューダグラスであるティフトンを混ぜ、さらに、今年からはティフトンよりも早く成長することを狙って、豆まきができる同じバミューダ系のリビエラを植えられたというふうに聞いております。複数の種類の芝を混在させることによって、多額の費用がかかる芝の張替えを避けて、整備期間も大変限られた中でうまく整備されたんじゃないかなというふうに思います。再来年、2021年5月にワールドマスターズゲームズの綱引き会場となる予定ですが、少なくともそれまでは現在のグラウンドの状態を今後も維持するというふうに理解してよろしいでしょうか。

川村副議長 教育部長。

森井教育部長 昨年度購入させていただきました芝生管理用機械を大切に使用してもらいながら、今後も葛城市の財産であるこの天然芝を良好な状態で維持管理させていただきたいと思っております。それとあわせて、今後のグラウンド利用につきましては、芝生管理アドバイザーと相談しながら、利用時間に制限を設ける、連続した日の貸し出しを控える、利用者に使用後にグラウンド整備を行ってもらうなど制限を設けまして、適切な管理に努めてまいりたいと思っております。

川村副議長 吉村始さん。

吉村始議員 6月議会で増田議員が今後の管理予定を質問されました。部長が芝刈りの回数などを答弁されました。今の答弁でも利用時間というふうにおっしゃいましたけれども、私も使用時間制限、単純な日数ではなく、これが必要であるというふうに考えております。先ほども申しましたが、先月末に芝生の専門家や管理業者と今後の管理方針を相談されたわけですが、具体的にどのように管理されるのか、以前の答弁から変わったことはありますでしょうか。

川村副議長 教育部長。

森井教育部長 今後の管理と運営についてでございますが、市民の皆様に対しましては、現在のところ利用制限は考えておりませんが、大会などに対しての貸し出しにつきましては、毎日の貸し出し、また1日の利用時間も長時間になりますと芝の品質維持が困難となることから、品質維持には年間600時間がめどとの指導を受けておりまして、芝生管理アドバイザーの指導のもと、養生のための休場日、また利用時間の上限を設定することも今後検討する必要があると考えております。

川村副議長 吉村始さん。

吉村始議員 今いただきましたご答弁で、2つキーワードがあったように思います。1つは市民の利用に供するということでもあります。新町運動公園の両グラウンドは葛城市民の税金で管理運営されているものであります。市民の使用のためによい状態を保っていただきたいと思っております。そのためには市民と市外から来られる利用者を明確に区別をしていただきたいと思っております。

もう一つは、私は去年から芝生についての勉強を始めました。本当にありがたいことに、グラウンドキーパーの日本の第一人者である、静岡県佐野忍さんや、東京都池田省治さんから直接指導を仰ぐ機会に恵まれました。そこで、徐々にわかってきたことは、芝生については理屈、理論の理解ですね、頭の理解と、実際の管理、実践とは別物であるということでもあります。グラウンドの状態も、先ほどご答弁いただきましたように、試合で選手が頻繁に行き来するセンターライン周辺と、そうでないところとでは、ピッチの状況が全く異なっており、今度も継続して、芝生管理アドバイザーの指導のもと、管理されることを要望しておきたいと思っております。

さて、ワールドマスターズゲームズの綱引き会場を新庄第1健民運動場に予定されている理由、そしてどのような使い方を想定されているかお答えください。

川村副議長 教育部長。

森井教育部長 ワールドマスターズゲームズにつきましては、開催日は令和3年5月22日土曜日と5月23日日曜日となっております。5月22日土曜日につきましては、香芝市総合体育館でインドアの予選リーグ及び決勝トーナメントを行い、5月23日日曜日には、アウトドアで予選リーグ及び決勝トーナメントを新庄第1健民運動場で開催する予定でございます。日本の綱引き大会はインドアが主流となっているのに対し、海外ではアウトドアが主流となっております。また、海外ではどんなスポーツも芝生の上で行うことが多い、また校庭も芝生の方が多いなど、芝生文化が浸透していると伺っております。そのため、アウトドアとインドア、両方を楽しんでいただけるように計画しております。

川村副議長 吉村始さん。

吉村始議員 今ご答弁いただきました、どんなスポーツも海外では芝生の上で行うことが多いということでもあります。今のお話を伺っております、以前、佐野さんがおっしゃったことが印象に残っております。佐野さんはスポーツターフの第一人者として世界中の競技場を駆け回っておられます。外国には当然飛行機で行かれるのだそうですけれども、空から見ると欧米やオセアニアの校庭には芝生が張られており、青く見えるんだそうです。対して日本の校庭は土のグラウンドなので、茶色に見えるそうでもあります。このたびのグラウンド補修を通じて芝生管理アドバイザーも熱心に指導されたと伺っております。教育委員会を初めとする関係者の皆さんも大変な暑さ、猛暑の中、芝刈りを週に2度、3度行う、水まきも徹底して行うという現場での連日の作業の中で、芝生に対する知識や芝生管理の哲学、何よりも芝生に対する愛情ができてきたのが大きいのではないかと思います。その現場の皆さんの思いを利用者に対する芝生の維持管理の啓発に生かしていくということは、新庄教育という言葉もありましたが、教育の観点からも大切だと私は考えるものなのですが、いかがでしょうか。

川村副議長 教育部長。

森井教育部長 土のグラウンドでは、使用後にレーキやブラシなどによるグラウンド整備を現在行ってもらっています。サッカーにおきましても、芝生を良好な状態に維持するためにも利用者の方に使用後、傷んだ場所に目砂をまいてもらうなどグラウンド整備の協力を行ってもらうよう啓発してまいります。また、天然芝の手入れの作業方法を通じた指導と啓発を今後検討

してまいります。

川村副議長 吉村始さん。

吉村始議員 昨年9月の台風で屋根がめくり上がるなど、大きな被害を受けた當麻スポーツセンターの工事をたまに内側から見学させてもらいますと、こちらも見違えるようにきれいになってうれしく思っております。しかし、今年は猛暑そして長雨のダブルパンチに見舞われております。悪条件が続く中、現場では相当頑張っておられると承知しておりますが、当初の予定に比べまして、進捗状況はどうなっていますでしょうか。

川村副議長 教育部長。

森井教育部長 平成31年3月27日付をもって議決をいただきました、葛城市當麻スポーツセンター台風21号災害復旧工事につきましては、竣工期日の10月31日に向けて順調に工事が進んでいております。現在、アリーナ棟、格技棟ともに屋根及び幕板の撤去作業が完了しており、屋根工事につきましては、下弦材を張り終わり、上弦材の加工及び張り工事に入っております。9月中旬からはアリーナの壁、特に壁には奈良県産ヒノキを使用する予定となっておりますが、及びフローリング張りを並行して実施していきます。11月からは予定どおり市民の皆様にご利用いただけるよう努力してまいります。

川村副議長 吉村始さん。

吉村始議員 いつごろでしたか、工事の様子を私見に行きましたら、風の強い日に体育館の屋根部材である銅板を2人の作業員が持って、高いところで危険な作業をされていました。こういったご努力によって、体育館の工事が進んでいるんだなというふうに思った次第です。前回増田議員が、市民のために費用、労力をかけている体育施設の利用が、一部の人に偏ったり利用規定があいまいな例が見受けられるとおっしゃっていましたが、私も同感であります。そのとき、森井部長は、体育施設のあり方、利用方法、料金体系やそれらを踏まえた施設の整備など、体育施設全般の運営方法を検討する協議会の設置につきましては、現行の各協議会や他市町村における検討方法などを確認したい、というふうに答弁をされています。これにつきましては、どうか拙速にならず、よりよい方法を探っていただきたいと思っております。

ところで、市長にお伺いします。市長は全国中学校サッカー大会をきっかけに、市民の宝であった天然芝グラウンドを再度市民の財産とするために予算措置をされ、大会についてもおかげさまで成功のうちに終えることができました。今後の体育施設の市政における位置づけについてお考えを伺います。

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

まず、全国中学サッカー大会が成功裏に終わりましたこと、皆さん方のご協力の上にあったということをまず心から感謝をいたしたいと思えます。この大会に当たりましては、2年前に中体連の方から話がございまして、ちょうど葛城市として新庄第1健民グラウンドの芝生の維持をどうするのかという、例えば張かえ等も人工芝等も考えた中で今後どうするのかという、まさに岐路に立った時期にお話をいただきました。その中で市民の皆さんや、またその市民の方から紹介された佐野さんや吉村議員を初め、幾名もの議員の皆様方が心配いた

だきまして、このまま天然芝を維持するということはいけますよ、張りかえなくてもすばらしい芝なんですよというご意見をいただいた中で、急遽12月議会に補正予算を組まさせていただきますわけでございます。ただ、結果的に、すばらしい状況にできたということは、その皆さん方のご協力があってこそまずできたことと思います。

それと、まずその大会、私は実は試合はほとんど見ておりませんで、芝生の状況を見にハーフタイムの時間に実は会場を訪れたわけなんですけど、そういったしますとかなり葛城市にはサッカー熱といいますか、サッカーに携わる方々が多い、大会関係者のボランティアとして参加されてる方がかなりおられたということ。それと、葛城市の芝生の状況を見て誇りに思われていたということ。それと、先ほど議員の方からご説明ありましたように、大会関係者の方、並びに中学生の選手の皆さん方からその芝生の状況について、非常に感謝の言葉をいただいたということ。それを考えますと、葛城市の天然芝はこれから、手入れを毎年的確にすることによって維持していくということは、私は葛城市の財産であると考えております。先ほどありました関西ワールドマスターズゲームズ並びに実はその年にも近畿大会の話もちらっとあったりするんですけども、それ以降奈良県で行われる国体もありますんで、それを目指した中の施設整備をしていきたいという思いでございます。

議員ご指摘のとおり、体育館を初め体育施設、かなり市内にございます。それは、先人の皆さん方がつくっていただいた財産でございます。それをいかに大切に使うのか、またその使用に当たっては、公平性を前提とした中で今後考えていきたいと思っております。ただ、第1として考えなくてはいけないのは、社会教育全般にかかわります、例えば文化面であったり、体育面であったり、いろいろ社会教育に関する部門があります。その部門といいますのは、図書館なんかでもそうなんですけど、絶対に採算に乗らないんです。ですからこそ、税金を使って公共がやるということなんです。ですから、それもやはり考えなくてはけません。ただ、それが一部の方に偏るのではないということは、公平性の大前提でございますので、その辺も加味しながら今後その施設の運用に当たって、また使用のあり方に当たっては、検討を重ねてまいりたいと思っております。

以上でございます。

川村副議長 吉村始さん。

吉村始議員 市民のための体育施設の引き続きの管理運営と、よりよいことにしていただくための検討をよろしく願いいたします。

続きまして、新生児聴覚検査の公費補助についてお伺いをいたします。

新生児聴覚スクリーニング検査は、新生児期に先天性の聴覚障害を発見して、早期の療育につなげることを目的として実施されるものであります。先天性の聴覚障害は1,000人に1人から2人の割合でいるとされており、この検査は医学的な根拠に基づいて国も推奨している検査でありますけれども、検査を受けるかどうかは任意となっております。検査は生後3日以内に行う初回検査と、初回検査の結果が要再検査とされた赤ちゃんを対象に、生後1週間以内実施される確認検査が行われるということでありまして。このことから、新生児聴覚スクリーニング検査は、赤ちゃんが出生した医療機関で実施される検査であると思っております。

そこで伺います。葛城市において、新生児聴覚スクリーニング検査について、検査の受診状況など、把握していることがあればお聞かせいただきたいと思います。

川村副議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、私の方から現在当市で実施されております、乳幼児の聴覚異常の確認方法も含めまして、新生児聴覚スクリーニング検査に関する把握状況についてご説明申し上げたいと思います。

まず、乳幼児の聴覚異常の確認方法ですが、4カ月児、10カ月児、1歳6カ月児、3歳6カ月児を対象とした健康診査におきまして、保健師による聞こえに関する問診や、簡易検査を実施するとともに、医師による診察を行い、必要時には医療機関を紹介いたしております。新生児聴覚スクリーニング検査の実施状況の把握につきましては、出生後早期に実施します新生児訪問におきまして、検査の実施の有無と結果の確認を行っております。また、その後行われます、先ほど申し上げました4カ月児、また10カ月児健診におきましても、同様に検査の実施の有無や結果、その後の医療機関での管理状況を確認しております。

新生児聴覚スクリーニング検査の実施状況についてですが、平成30年度の4カ月児健康診査で把握した内容ですが、4カ月健康診査受診者313名中、スクリーニング検査を受けてなかったお子様は5名でした。なお、現時点でその5名の中から聴覚障害のお子様はいないことを把握しております。また、検査を受けた313名の結果についてですが、初回検査の結果、再検査を必要とした方が3名、そして次に行われる確認検査におきまして、そのうち1名の方について医療機関での再検査など経過観察をしている状況であること聞いております。

以上でございます。

川村副議長 吉村始さん。

吉村始議員 新生児聴覚スクリーニング検査につきましては、今年6月の奈良県議会で請願が出されております。県議会の請願要旨によりますと、平成12年にモデル事業、平成17年に母子健康医療対策等総合支援事業の対策事業として実施され、平成19年度より公的補助が一般財源化されましたというふうに書かれております。つまり、平成19年度からは交付税措置がなされているということであります。ただし、全額国庫負担というわけではないだろうと考えまして、一般財団法人地方財政協会が出しています『平成30年度地方交付税制度解説』なるものを見ましたところ、単位費用算定の基礎という表がありまして、算定経費の内訳として、少子化対策費としてあくまでこれは目安でありますけれども、人口10万人の自治体につき700万円を一般財源に算入するとあります。というわけで、費用が丸々交付税算入されているというわけではありませんが、現在の県内での公費負担の状況はどのようになっていますでしょうか。

川村副議長 保健福祉部長。

異 保健福祉部長 本年7月時点の奈良県の実施状況調査、こういうのがあるんですけど、これによりますと、県内4町村、斑鳩町、高取町、下北山村、川上村が実施されており、2町村、田原本町、東吉野村が準備中であるとのことでした。なお、県内12市では、現時点において実

施しているところはございませんでした。また、ちょっと参考まででございますが、全国的には平成29年度の状況ですが、1,741市区町村中395市区町村が公費負担を実施されておりました。平成30年度、平成31年度に実施または実施予定のある市区町村数は353市区町村でしたので、既に公費負担を実施されている市区町村を合わせますと、748の自治体であり、全体の約43%が公費負担を実施されている、または実施される見込みがあるという結果でございました。

以上でございます。

川村副議長 吉村始さん。

吉村始議員 これらの検査にかかるおおよその金額、それとあと葛城市の出生数についてお答えください。

川村副議長 保健福祉部長。

異 保健福祉部長 検査費用につきましては、医療保険が適用されないということで、医療機関ごとに異なりますが、およそ5,000円から8,000円で実施されていると聞いております。

出生数でございますが、平成28年度は301人、平成29年度は310人、平成30年度は274人あります。平成30年度は他の年度と比較して少ない傾向にありますが、改元に伴い新元号での出生を意図した妊娠の差し控えがあったのではないかなというふうに考えております。また、今年度の出生数は例年どおり300名を超える見込みとなっております。

以上でございます。

川村副議長 吉村始さん。

吉村始議員 それを前提に、市長にお伺いをいたします。先天性の聴覚障害は1,000人に1人から2人の割合であります。その1人の早期発見や、早期療育につなげる対応を万全にすることが私は望まれると考えております。現在も聴覚異常についてのチェックは乳幼児健診でもしていただいているということは、存じております。市長は、乳幼児（子ども）等医療費助成制度の対象年齢を18歳まで拡大するというのを公約に掲げておられました。そして、厳しい財源の中から年間およそ1,400万円の費用を捻出されて、この春から実現化されました。それに加えて、新生児の100%が聴覚スクリーニング検査を受けられるように公費負担をしていただける体制を整えていただくよう、私は要望するものでありますが、いかがでしょうか。

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

公費負担のあり方につきまして、もうこれは検討してまいります。どういう方法でできるのか、具体的に検討作業に入りたいと思います。

以上でございます。

川村副議長 吉村始さん。

吉村始議員 どうぞよろしくご検討をお願いいたします。

続きまして、最後、市立図書館の市民サポートについてお伺いをいたします。

活字文化議員連盟の公共図書館プロジェクトが今年6月、「公共図書館の将来—『新しい公共』の実現をめざす—」というふうに題した答申をまとめました。これは3つの章立てか

らなっております、1つ目には公共図書館の改革の必要性を訴えております。2つ目に現状と課題を、3つ目に5つの提言を掲げております。

図書館はかねてから知る権利を保障する公共施設と言われ、利用者が主体的に図書館を利用する姿は、民主主義のとりでも言われます。本提言ではそれだけではなく、日本でも地域社会と住民生活を支える情報拠点として、従来の図書館業務に加えてビジネスや企業、介護や子育て、まちおこしや農業再生などをサポートする、新しいタイプの図書館がふえつつある。旧来の役割と機能に加え、地域社会と地域住民の生活全体をサポートする新しい公共の実現を求めている。それが公共図書館の将来である、というふううたわれております。この新しい公共というのは一旦、現時点では目指すべき将来の目標、方向性と考えておきたいと思います。それを前提に、現在の當麻、新庄両図書館の立地、施設などの特徴を生かした市民サポートを更に強化できないものかと考えるものであります。

今回の質問では當麻図書館を例に挙げまして、ほかの公共施設とのファシリティマネジメントの観点もあわせて伺いたいと思います。

ファシリティマネジメントといえば、世間的なイメージでは重複施設の統合などコストミニマムの観点から語られがちだというふうに私感じております。平成の大合併もその文脈で語られたように思います。

市長はこれまでの一般質問でも、庁舎についてはいずれ1つにしないといけない、これは大前提であるとおっしゃっています。それと同時に公共施設については、その施設の性質によって、複数施設を維持する方がよいものもあるとおっしゃっています。例えば図書館も複数の維持が望ましい施設に該当すると思われまます。

さて、まず申し上げておきたいのは、今回の質問は施設統合の時期や手法について問うものではありません。趣旨としては、1つ目に公共施設の本来の目的、地域住民をサポートすることではありますが、これに立ち返って近接する施設を関連づけて生かせないだろうかということでもあります。2つ目にファシリティをハードルの高いマネジメントの問題として議論するだけではなく、今できる連携という小さなことから始めてみてはどうかと、そういうことでもあります。

當麻、新庄両図書館の立地については、當麻は磐城駅からも近く、子どもが自分で通うのに便利な図書館。対して新庄は駅から遠く、親が子どもを車に乗せて連れていく図書館である、そんなイメージが私の中にはあります。以前から図書館では、その立地の違いや克服すべき点をよくよく現場の方では理解されていまして、図書館の役割を果たすための努力、例えば新庄図書館では、子どもの利用者をふやすための努力をされてきたというふうに、私、承知しております。まずは、子どもたちへの利用を促す図書館としてのこれまでの具体的な施策をお伺いします。

川村副議長 森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。葛城市の図書館では、毎日赤ちゃんからお年寄りまで多くの方にご利用いただいております。図書館ではそれぞれの年代に相ふさわしい図書の充実に努めるとともに、子どもたちが読書の楽しさを知るきっかけとなるよう、ブックスター

トやおはなし会、職員による絵本の読み聞かせと1日図書館員の実施、そしておすすめ絵本の展示や、児童書をテーマとした講座の開催など、さまざまな事業に取り組んでいるところです。特にブックスタートは生後4カ月の赤ちゃんとその保護者1人1人に絵本の楽しさを伝え、実際にその場で絵本の読み聞かせを行っています。ブックスタートの影響と思われるが、毎月図書館で開くおはなし会には赤ちゃんや小さな子どもを連れた親子の参加者がふえ、おはなし会が終わると図書館で本を借りて帰られる姿が多く見受けられます。図書館では保護者が絵本を選びやすいように、赤ちゃん絵本コーナー、絵本のコーナーを設置して、赤ちゃんと保護者が楽しめる絵本の収集に努めているところです。ブックスタートから始まる楽しい絵本の読み聞かせはおはなし会へ参加するきっかけになり、そして家庭での親子の読み聞かせへとつながっています。

川村副議長 吉村始さん。

吉村始議員 葛城市では、最初の健診として4カ月児の健康診断がありますが、それと連携してブックスタートというものがあり、その後のおはなし会へ参加するきっかけづくりをする工夫をされているというふうに理解をいたしました。

続いて、當麻、新庄両図書館の立地や施設の特徴を生かした、図書館ごとの施策についてお尋ねをします。

川村副議長 教育部長。

森井教育部長 図書館ごとの施策についてでございます。まず、新庄図書館では会議室を学習室として開放し、中学生や高校生、大学生の自習や学習の場として活用しているところですが、年々学習室の利用者がふえ、あわせて中学生から大学生への図書の貸し出し数も増加しております。そこで、新庄図書館では、中高生向けの図書の充実にも力を入れているところです。一方當麻図書館は、住宅街に隣接している立地であるため、幼児から小学生の利用が年々増加しております。統計を見ますと、土日の利用が多いことはもちろん、平日の放課後もたくさん子どもたちが来館し、館内で本を読んだり、本を借りたいと、思い思いに図書館を利用している様子が見えます。當麻図書館では、物語や昔話にちなんだクイズラリーや、折り紙や切り紙が体験できる場をつくり、来館する子どもたちが楽しい時間を過ごせるよう努めております。

川村副議長 吉村始さん。

吉村始議員 なるほど、両図書館それぞれの特徴がよくわかりました。

當麻図書館の規模を新庄図書館と比べますと、開架閲覧室は283平方メートルと、新庄690平方メートルの半分以下であります。閉架書庫は30平方メートルと、新庄105平方メートルの3分の1以下となっています。これによる運営上の制約などはありますでしょうか。

川村副議長 教育部長。

森井教育部長 當麻図書館は、1階は一般閲覧室と児童閲覧室、ブラウジングコーナーがあります。2階には、おはなしの部屋、書庫、研修室があり、當麻図書館の南側にプレハブの書庫がございます。ご指摘いただきましたとおり、當麻図書館は新庄図書館に比べ小規模な図書館であるため、新庄図書館のような学習室はありません。そのため、當麻図書館で自習する部屋

がなく、利用者には新庄図書館まで行ってもらわなければなりません。また、閲覧室が狭いため、その分書架が高くなり、踏み台を使って上段にある図書をとらなければなりません。さらに、開架の書架数が少ないために、書庫に収納する資料がふえ、書庫スペースがいっぱいになり、除籍を行わなければならないこともあります。當麻図書館は規模が小さいために、さまざまな制約がありますが、規模が小さいから利用者との距離が縮まり気さくな雰囲気が生まれ、小さい図書館ならではの運営ができていとも言えます。スペースの問題はありますが、これからも市民に親しまれる図書館であるよう努めたいと考えております。

川村副議長 吉村始さん。

吉村始議員 當麻図書館の近くには、子育て、しつけ、発達障害、人間関係、ニート、ひきこもり、問題行動、非行、いじめ、不登校などについて、1つの窓口で相談でき、臨床心理士、保健師、保育士、社会福祉士などの専門職が対応される葛城市が誇ります子ども・若者サポートセンターがあります。本当に市民として頼もしい施設であります。

まず、基本的なことを伺います。相談窓口の利用者、層についてはどうでしょうか。また、主な相談内容はどうでしょうか。

川村副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部の中井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

こども・若者サポートセンターの相談窓口の利用者層や主な相談内容というご質問に対してご説明させていただきます。

こども・若者サポートセンターの相談窓口の利用者は、いわゆるマイナス1歳から、おおむね40歳までを対象としております。マイナス1歳とは、出産前の妊婦も対象としているということで、出産前の相談にも対応させていただいております。こども・若者サポートセンターの総合相談窓口業務についてですが、平成27年度までは子育て福祉課が担っていた家庭児童相談室、学校教育課が担っていた教育相談室及び適応指導教室、生涯学習課が担っていたサポートルーム、義務教育終了後の若者の相談室ですね、と健康増進課、子育て福祉課の保育所関係と、学校教育課、幼稚園、小学校の子どもの発達障害等の早期発見、早期支援のための巡回相談の業務を包括的に行うことが総合相談窓口になったわけでございます。

川村副議長 吉村始さん。

吉村始議員 続いて、年間の相談件数について直近の平成30年度1年間の実績についてお伺いします。

川村副議長 こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 平成30年度の実績につきましては、家庭相談件数は289件でございます。

相談の主な内容は、養護相談が30.4%、育児、しつけ等の育成相談が48.1%となっています。また、教育相談につきましては、延べ相談件数が390件で、その内訳は、相談内容の主なものの、不登校等について53.1%、発達障害等については17.4%、家庭環境については13.1%となっております。若者相談については、週1回のカウンセリング等を行っており、延べ484件に対応いたしました。家庭生活については44.4%、大学生の不応答が20.0%、障がいについては12.2%、ニート、ひきこもり相談が10.7%、就労相談が6.4%となっております。

川村副議長 吉村始さん。

吉村始議員 こども・若者サポートセンターで扱う問題は、教育相談の発達障害などのような、医療的、心理的なものから、就労相談のような社会的なものに至るまで多岐にわたることです。それらを専門職の皆さんがチームで対応されているというイメージです。さて、もし先ほど答弁がありました、何らかの問題を抱えておられる利用者が、こども・若者サポートセンターに来られたとすれば、求めておられるのは、問題解決または軽減のための方法なり情報を求めておられると考えられます。そこですぐ近くに當麻図書館がある意義が大きいのではないかと、私は考えるものであります。具体的には図書館学の5法則というものがございます。これがあるんですが、その2、いずれの人にもその本をと、4、読書の時間を節約せよを引用して言いますと、例えば子育てに悩んでいて孤独感を感じている方がいらっしゃったと、そういう利用者がいらっしゃったとすれば、その方が今一番必要とするまたは、力になれる本、人によっては専門家による子育て技術論であるかもしれませんし、子育ての悩みを乗り越えたお母さんの体験談かもしれません。これらを利用者に選んでもらって、利用しましょうというのが、これが2の法則であります。利用者が必要とする本に利用者本人に短時間でたどり着いてもらおうというのが、4の法則であります。こども・若者サポートセンターと近接する當麻図書館とのこのような連携が考えられるのではないかと思いますけれども、お考えをお伺いします。

川村副議長 こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 當麻図書館が近くにありますので、こども・若者サポートセンターに相談に来られる方が、その相談内容に応じた育児書や専門書が図書館にあり、直接その図書を手にとり、必要な知識などの情報を手に入れられることは大変有意義なことと考えます。また、相談に来られる方だけでなく、専門職など支援に当たる職員や市民が必要な知識を得るための専門書が當麻図書館にありましたら、有効な支援にもつながるものと考えます。相談に来られる方のニーズに合った図書の選書に、こども・若者サポートセンターの専門職が協力をさせていただくことは、可能でございます。

以上でございます。

川村副議長 吉村始さん。

吉村始議員 昨年、私は図書館とまちづくり奈良県ネットワーク主催の視察旅行に参加しまして、岡山県の瀬戸内市民図書館を見学しました。その図書館の基本理念が、持ち寄り、見つけ、分け合うということが印象的でした。暮らしや仕事、または夢や未来を考える中で生まれた疑問や課題を持ち寄り、その解決方法や展望を見つけ、そしてそうした気づきや発見を図書館に集う市民と分け合うことができる、そんな図書館を目指すということでありました。當麻、新庄両図書館ともに、地域の図書館としての基本的な役割があります。しかし、先ほど伺ったように、立地、施設に違いのある両館のサービスが完全に一緒ではなくて、おのずから違いがあるというのが現状です。新庄図書館は施設が大きく、全ての層に対応できる総合的な図書館と機能させるとして、當麻図書館は子どもや若者のサポート機能の強化を目指す図書館にしてみたいかがででしょうか。例えば、子育てや発達、人間関係、ニート、ひきこもり、いじめ、不登校などの書籍をまとめるなど、NDC日本十進分類法、NDCだけにこだわら

ない利用者本位の棚をつくるということであります。前回の学校図書館の一般質問の準備のために、私、當麻小学校を訪れましたけれども、対応くださった先生が、教育のプロであるベテランの先生が学校図書館の選書に携わっているとおっしゃったのが印象的でした。公共図書館の選書は原則としては、図書館の司書が行うものですが、先ほどご答弁ありましたように、こども・若者サポートセンターの専門職が該当ジャンルの選書の助言を行うというのも、連携の一案というふうに考えますが、それについてはいかがでしょうか。

川村副議長 教育部長。

森井教育部長 こども・若者サポートセンターと當麻図書館は道を1本挟んだ立地にあり、業務の連携を図るには大変よい環境にあると思います。以前、當麻図書館の本をこども・若者サポートセンターへ団体貸し出しを行った実績もございます。今深刻な社会問題になっています、子育て、発達障害、ニート、ひきこもりなどは、本人の苦しみはもちろんのこと、その家族の悩みや不安もはかり知れないものがあります。葛城市の図書館が、市民が抱える悩みや問題を分かち合い、解決につなげる図書を蔵書するとともに、悩みや苦しみを持つ市民の気持ちが和らげられる居場所となるよう、いま一度図書館の役割を見つめ直し、吉村議員のご指摘のとおり、今後の課題として當麻図書館とこども・若者サポートセンターの有効的な活用のあり方について検討したいと思います。

川村副議長 吉村始さん。

吉村始議員 どうぞ、よろしくご検討をお願いいたします。

最後に市長にお伺いいたします。最初に触れましたように、市長は、庁舎についてはいわずれ1つにするというのが大前提としつつ、公共施設については、その施設の性質によって複数施設を維持するのがよいものは複数維持すべきであるというふうにおっしゃっております。図書館も文化会館も2つあります。しかし、性格の違う両施設を全く同じというふうに考えるのではなく、例えば先ほどいろいろ申しましたように、図書館などは張り張りをつけた運営を検討すべきだと考えますが、市長のお考えを伺います。

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

大前提として、庁舎は1つにするべきであるという、それはもう近々の課題であると感じております。ただ、ほかの施設につきましては、その分野、分野において複数あることが市民にとって、利便性が非常にいい場合には私は残すべきであると考えております。その中の1つに図書館も入るものやと理解しております。ただ図書館の場合といいますのは、本のあり方がその時代によって、価値観が非常に変わっております。私が子どもであったころ、更にさかのぼると私の父の年代が子どもであったころ、図書の持つ意味が全く変わっておる。その中で図書館自身が本来の図書館としての存在価値をその社会情勢に合わせて変化しているというのが実情やと思います。その中で議員がご指摘になったのは、更にそれに一歩進んだ形で図書館の変化の上に、地域性といいますか、エリアの特性を生かした更に発展の仕方があってもいいのではないかとご指摘やと思います。私もそう感じる次第でございます。自然とそのような方向になりつつもあるとは思いますが、意図としてこれはま

た教育委員会の部局でございますので、教育長、教育委員会とも相談しながらそのあり方については考えていきたいと思っております。

以上でございます。

川村副議長 吉村始さん。

吉村始議員 また、教育委員会とも相談していただきまして、よろしくご検討のほどお願いいたします。

最後に、私の方からあくまでも一案でありますけれどもご提案を差し上げまして、質問を終えたいというふうに思うんですが、耐震に問題のある當麻庁舎、このことについては、市民の方からもよくよく、私、声を聞いております。といっても市民と直接向き合う窓口業務のある課を動かす。例えば、市民と向き合うところというのはなかなかやはり考えとしては、方向性としては正しくても実際にやるのは難しいのかなというふうに、私、勝手に拝察するものであります。とすれば、例えばなんですけれども、別庁舎にあります産業観光部、これを試しに新庄庁舎の空きスペースに移してみるというのはどうだろうかというふうに考えるものであります。農林課と建設課などを近接させるメリット、これは大きいのではないのでしょうか。別庁舎は耐震に問題がないというふうに聞いております。別庁舎の空きスペースに當麻庁舎からほかの課を移すというふうな選択肢も考えられるんじゃないかなというふうに思います。もちろん、メリット、デメリットともにあるでしょうけれども、當麻庁舎は耐震が問題になっているわけでありまして。市職員と市民など、来訪者の命を守るというふうなことは、私は重いことではないかと思っております。

また、2つ庁舎があるために、大変苦勞されている庁舎間の行き来に伴う市職員の皆さんの負担も減るのではないかなというふうに考えております。最初、私、パネルを出してこの質問の意図はというふうなことを申しました。當麻庁舎周辺には當麻町のときからある、誇らしい公共施設が集積しているものであります。当面新築は選択肢にないわけですから、最初に申し上げたとおり、今できること、小さな一歩でもやれることをやってみてはどうかというものが、最初に申し上げたこの私の質問の趣旨でございました。このようなところが、いわゆる公共施設マネジメントというものを考える一歩になればというふうに考えております。このあとまた、梨本議員もこれについてまた質問されるようではありますが、以上を持ちまして、私の一般質問を終了いたします。丁寧なご答弁いただきましてありがとうございました。

川村副議長 吉村始議員の発言を終結いたします。

次に、2番、梨本洪珪議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、梨本洪珪議員。

梨本議員 皆さん、こんにちは。梨本洪珪です。これから私の一般質問、議長の許可を得ましたので、始めさせていただきます。

私の質問は、今回2点ございます。1点は公共施設マネジメントについて、もう一つは予算の執行管理についてでございます。

これよりは質問席よりさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

川村副議長 梨本洪珪さん。

梨本議員 それでは始めさせていただきます。まず、質問を始める前に、本年6月、東洋経済の発行する住みよさランキング2019というものが発表がございました。これは、毎年、東洋経済が発表している住みよさランキングの本年度版なわけなんですけれども、葛城市は2018年度から大きく順位を上げ、全国34位。これは、全国の市と特別区があわさって、812中、34ということですから、かなり高順位ではないかなというふうに思います。近畿では3位、また、県内では1位の住みよさランキングというところで、いろんな指標の中でこれがはかられたわけなんですけれども、例えば、今回4つの指標のうち、安心度、これは812分の86位、そして快適度が50位ということでした。この4つの指標のうち、今言ったものに関しては新規の採用指標がございまして、子ども医療費助成、そして水道料金の安さ、これは元来葛城市で非常に力を入れてきた部分ですので、これが総合ランキングを押し上げたということでございます。久しぶりの朗報に、私も市政にかかわる1人として誇らしく、またうれしく思っておりました。その一方で、指標の1つ利便度は749位と、812分の749ですから、ここにはまだまだ課題がある。ちなみにもう一つの指標、富裕度は139位ということですので、利便度が著しく低いのではないかなという、こういった課題も見えてくるわけでございます。

私はよく経営者の団体でセミナーを受けたり、経営者の会で勉強させていただくことが多いんですけれども、その場ではよく現状維持の意識から衰退が始まるということをよく言われます。葛城市においても、この1つの結果を喜びつつ、更なる継続的改善を通じて市民の住みやすさを永続、発展させることが求められているのではないのでしょうか。

今回は将来のまちづくりの要点となる、公共施設マネジメントから質問をさせていただきます。この公共施設マネジメント関連の質問をするのは、実は私は6回目でございます。直接同じ公共施設マネジメントという題目について3回、そして関連した題目で2回質問をさせていただきました。まず2018年3月議会で初めてこの質問をさせていただいたときには、私自身初めての一般質問ということで、迷子のお話をさせていただきました。現在地がわからない、目的地がわからない、行き方がわからない、その中で公共施設マネジメントは目的地を明確にすることじゃないでしょうか。その目的地を明確にしていくことをどうすればいいのかということをお答えいただきましたところ、先ほど・村始議員もおっしゃっておられましたように、また市長も答弁いただきましたように、将来的には庁舎を1つにしていく。そして、人口規模を見込む中で施設のあり方を検討するが、少し時間をいただきたいと、このような答弁をいただいたわけであります。

続いての2018年6月議会の質問では、それらの進捗について伺わせていただいたわけですが、公共施設ごとのバランスシートの作成、そして施設評価等を行うことを検討しておられると、このようにご回答いただきました。

続いての9月議会での一般質問では、ソフト面からの重複機能を改善できないかということで、庁舎機能の宿日直の窓口業務、これを當麻庁舎、新庄庁舎統一化を提案させていただきました。

昨年2018年の12月議会では、将来的な人口規模とまちづくりビジョンについてと題して、

将来の子どもたちに負担を残さない、十分なエビデンスに基づいた公共施設マネジメントの実施をお願いいたしました。

そして、本年3月、一般質問では公共施設の集約化、例として、公共施設等適正管理推進事業債、これを使つての、1番の集約化・複合化事業、そして5番目のユニバーサルデザイン化事業、これを活用して、當麻庁舎2階の教育委員会を何とか當麻文化会館に移設できないものかと、このようにご提案をさせていただきました。

このように、継続して公共施設マネジメントについては、さまざまな提言を行い、方向性を伺ってきたわけですが、その進捗状況及び取り組み状況についてまずはお伺いできますでしょうか。よろしくをお願いいたします。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。ただいまの梨本議員の質問に対して答弁をさせていただきます。

議員初め、さまざまな議員様方からご意見等をいただいております。公共施設の最適化というものにつきましては、目に見える形での進展はございません。以前にも申し上げておりますように、施設の清掃業務ですとか、エレベーターの保守点検、機械警備、自動ドア等の委託業務について、共通の仕様書を作成し、複数施設をまとめた一括発注といったことを行っておるところでございます。

それから、またこの4月でございますけれども忍海集会所に配置しておりました市民生活部人権政策課、こちらを新庄庁舎の方に集約をしたといったところが、取り組み状況かと思われれます。

川村副議長 梨本洪瑛さん。

梨本議員 今ご答弁いただきましたように、幾つかの業務では共通仕様書を作成した複数施設の一括発注。それから人権政策課が集約されたということで、このことに対しては非常に評価をしております。ただし、今答弁の中にありましたように、目に見える形の進展がまだまだ少ないということに対しては、少し残念な思いもいたしております。新庄町、當麻町の合併後、15年たって、これだけ進まないのはどこに問題があるのか、基本に立ち返って、あるべき論から見直す必要があるわけでございます。確かに、合併当初の理念は、サービスは高く、負担は低くであったのかもしれませんが。ただ、時代背景や社会情勢が変化中、それで永續できるのかも検証が必要ではないでしょうか。今回は、それらを具体的にお伺いしたいと思います。

施設においては、両町時代から使用されているものが多くあるわけですが、それぞれ老朽化や維持管理費に関心を示す市民も多いと聞いております。次に、総量最適化や予防保全、長寿命化についての具体的な取り組み状況について教えていただけますでしょうか。

川村副議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

公共施設マネジメントの基本的な目的でございますけれども、公共施設総量の最適化がまず1点目、それから予防保全による維持経費の平準化というのが2点目でございます。3点目

に長寿命化の推進といったことが大きな目的でございます。

1つ目の総量最適化で、庁舎につきましては方向性が示され適切な時期を模索中ということでございます。

2つ目の予防保全につきましては、もともと施設を維持するための必要最低限の維持保全だけを行っておりまして、予防保全的なことはできておりません。

3点目の長寿命化の推進ということでございますけれども、公共施設マネジメント基本計画、それから公共施設等総合管理計画、そういったものに引き続きまして、令和元年度から5年間のそれぞれの個別施設の短期保全計画といったものを策定をいたしております。

それ以外に、本年度はいきいきセンターと當麻第一保育所で耐震診断、それから市民体育館と中央公民館で耐震改修実施設計といったものを予定をいたしておるところでございます。

川村副議長 梨本洪珪さん。

梨本議員 今ご答弁いただいたわけですが、総量最適化について庁舎の方向性は以前より聞いております。統合に向けての準備は早いほどよいのではないかなと、先ほど市長も近々にとこのお言葉がございましたが、これを適切な時期が早期に示されることを希望いたします。また、庁舎以外の施設について、こちらについては、総量最適化の話が全く聞こえてきません。このことは残念であるという感想もつけ加えておきたいと思っております。

次に2つ目の予防保全については、全く着手できていないとの答弁でございました。これは非常に問題ではないかなと感じるわけです。この予防保全、先延ばしにすればするほど、後々への悪影響が大きいと考えます。何とか早期に着手できないか、早急にご検討をお願いいたします。

3つ目の長寿命化については、計画に従って進められているとの答弁でございましたが、これまでの話を聞いてやはり推進のおくれを感じるわけです。短期保全計画はそれぞれの原課にも示されていると思います。それに基づいての予算要求、予算配当が適切に行われているのか今後も注視してまいりたいと思っております。

これまでも私なりに有利な交付税措置や、起債なども考慮して提言をさせていただきました。私のこれまでの提言、ご検討いただいておりますでしょうか。よろしく願いいたします。

川村副議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

議員からご提言いただいた内容についてでございますけれども、まず、當麻庁舎の教育委員会等を當麻文化会館へ集約ということで交付税措置のあるユニバーサルデザイン化事業としての公共施設適正管理推進事業債、こういったものが適用されるのではということでございます。この提言の一部につきましては、公共施設マネジメント基本計画策定業務というもの平成25年度から平成27年度まで実施しておりますが、平成27年度業務として、當麻庁舎のあり方を検討しております。その中で教育委員会等を當麻文化会館へ集約することも検討いたしておりました。その後、総務省の方から交付税措置のある地方債制度を創設されたというところでございます。また、総合管理計画の実施計画といたしましての個別施設計画に

ついて、安易に業者委託しないことといったことも提言をいただいております。両庁舎の個別施設計画につきましては、業者委託をせずに職員が自前で作成をいたしておるところでございます。

川村副議長 梨本洪瑛さん。

梨本議員 今最後の方でおっしゃっていただいたんですが、個別計画の策定、これを職員さんが手がけていると。私はこれは本当にいいことだと思うんです。職員さんが手がけることで、計画は生きたものになると、このように考えます。ぜひ職員さんのアイデアの詰まった、思いの詰まった計画策定につなげていただきたいと思います。

ただし、それ以外の部分は少し残念な回答でもございました。特に教育委員会等の當麻文化会館への集約は、平成27年度業務で検討されていたということも今教えていただきました。しかしながらそれ以降とまっているということ。この間、理事者は交代いたしました。事務方の動きはとめてはいけなと、このように考えます。交付税措置のある地方債制度の創設があったのですから、なおさら進めるべきではないでしょうか。

もう少し掘り下げて質問させていただきます。そもそも、どのような基礎資料をもとに方向性を決定しておられるのでしょうか。

川村副議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、平成25年度から平成27年度にかけて実施をいたしております、公共施設マネジメント基本計画策定時の基礎資料ですとか、建物の劣化度調査、施設ごとの維持管理経費ですとか、同種施設間の比較資料、それから県のフォーマットを活用いたしました施設評価、こういったものの資料をもとに検討をしまいたるところでございます。

川村副議長 梨本洪瑛さん。

梨本議員 今ご答弁を聞いておりましたが、平成25年から平成27年にかけて、基礎資料が作成されていながら、なぜそれ以降の動きが鈍いのか、とまっているのかということに理解に苦しむわけでございます。計画策定から4年が経過しており、放置するほど施設の老朽化は進み、状況変化もあるはずで。以前に施設カルテを作成したということも聞いておるわけですが、いま一度、施設カルテとは何かを教えてください。また、現在も活用されているのか、このことについてもあわせてお伺いいたします。

川村副議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

施設カルテと申しますのは、各施設ごとにその建物の基本情報、それから立地に係る法的規制情報、それから維持管理経費等のコスト情報、それから経年比較、それから類似施設間の比較を行うためのものがございます。その施設カルテから公共施設等の現状をわかりやすく市民の皆様にお知らせする施設白書を作成するための基礎資料というものでございます。施設カルテのデータ更新は、先ほどもご指摘いただいたとおり、平成27年でとまっておりますが、最新のデータに更新する方向で調整をいたしておるところでございます。

川村副議長 梨本洪珪さん。

梨本議員 今の答弁で、施設カルテのデータ更新は平成27年度でとまっているとのことでした。では、施設カルテ作成による最新データ更新を急いでほしいわけなんですけれども、施設白書や施設ごとのバランスシート、こちらの方は作成されているのでしょうか。

川村副議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

施設白書につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、施設カルテに必要な最新データの更新ができた段階で最新版というものが作成できればというふうに考えておるところでございます。また、今後現状を客観的に見ることができ、施設ごとのバランスシートの作成に取りかかる予定をいたしておるわけでございますけれども、何分財務会計システムで、本年度から事業別予算を採用しております。その事業別の細分をより細かくしないとなかなか機械的には集計できないということもございまして、そちらの方の取り組み、それから公会計のシステムもございまして、それとの連携というものが必要になりますので、今すぐというわけにはまいりませんが、できるだけ早期に作成できればというふうに考えておるところでございます。

川村副議長 梨本洪珪さん。

梨本議員 公共施設の現状等をわかりやすく市民の皆様にお知らせするのが施設白書というものでございますから、これができていないということは、つまり公共施設の現況を市民にお知らせできていないということになるわけです。これでは市民のファシリティに対する理解が深まらず、判断、納得のしようもございません。昨年6月の答弁にあった、施設ごとのバランスシートもまだ数年後、時間がかかる段階だということ聞いております。結論を申し上げますと、昨年3月に質問をしてから、私の中でまだ迷子は解消されておられません。やはり、最大の問題は葛城市の20年後、30年後を描く長期のまちづくりビジョンが見えてこないことなんです。そのため、急務なのは施設カルテやバランスシート等による、最新の現状分析を継続すること。足元が定まっていなければいつまでたっても長期的なビジョンは見えてこないんじゃないでしょうか。統合するにせよ、残すにせよ、将来的な財源や、利用頻度などを検討し、エビデンスをもって方向性を示していただきたいと思います。ファシリティの最適化には時間がかかります。今申し上げた資料を作成するためには、相当数の技術職も必要はらずです。職員の採用や配置など、将来に向けた課題は多いと思います。時が来れば方向性が示されるにせよ、相応の準備をいち早く行われることをお願いし、1つ目の質問は終結させていただきます。

続きまして2つ目、予算の執行管理について質問をさせていただきます。

まず、前回6月定例会において、報第5号で事故繰越しというものが報告されました。私は議員になって1回目、まだ2年目、1年生議員でございますので、この事故繰越しというものは初めて聞く言葉でございました。しかしながら、事故と名がついており、非常に違和感を感じた。そういうことが記憶に残っております。先輩議員の質問や意見を聞いていると、まさにこの事故繰越しというのは、通常では起こり得ない繰越しであると、このように理解

させていただきました。しかし、6月の段階では、何がそこまで深刻であるのか、問題であるのかということの理解度は低かった。そこで、当時も理事者側には丁寧にご説明いただいたところではございますが、事故繰越しとは何か、これについて、いま一度教えていただけますでしょうか。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

事故繰越しとは何かということでございます。地方自治法第220条におきまして、事故繰越しというものが規定をされておまして、歳出予算の経費のうち、一会計年度内において支出負担行為を行い、これは契約に係る支出の準備行為といったものでございますけども、支出負担行為を行い、その後避けがたい事故のためその年度内において支出が終わらなかった場合に行われるものでございます。なお、事故繰越しにつきましては、2つの要件が必要というふうに規定をされておまして、1つ目には年度内に支出負担行為がなされているものであること。それから2つ目に避けがたい事故、こちらは不測の事態ということでございますけども、それがあることという要件が必要となってくるものでございます。

川村副議長 梨本洪瑛さん。

梨本議員 今総務部長にご答弁いただきましたように、事故繰越しとは地方自治法第220条、正確に言うと第3項です、ここに規定されている。なかなか行政用語とは難しいので、私が簡単にお伝えさせていただきますと、一会計年度内、つまり決められた期限内に支出負担行為による支出、つまり契約による債務の履行に対するお支払い、これが終わらないといけないのに、避けがたい事故により支出が終わらなかった際の処置、ということでございます。年度内に支出負担行為がなされ、避けがたい事故という2つの要件が必要だというご説明でございましたが、通常の前算執行においてこのような事態はまれであるというふうに聞いております。

では、具体的にどのような業務で事故繰越しが起こったのか教えていただけますでしょうか。

川村副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部の中井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまのご質問でございますが、6月議会でもご報告させていただきましたとおり、事故繰越しをさせていただきましたのは、平成30年度に実施いたしました磐城第一保育所の耐震診断委託業務においてでございます。

川村副議長 梨本洪瑛さん。

梨本議員 磐城第一保育所の耐震診断委託業務、つまり耐震診断について専門的な知識を持つ業者にこの耐震診断をお願いしたという業務でございますね。では、この耐震診断委託業務が、事故繰越しになった経緯、これを詳細に教えてください。

川村副議長 こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 事故繰越しになった経緯についてご説明いたします。

平成30年8月の起案によりまして、9月の業者選定委員会に諮り、登録業者6者を指名いたしました。そのうちの1者は辞退いたしました。9月下旬には5者による競争入札を行

いました。予定価格以内の最低価格で市内業者が落札いたしました。契約期間は平成30年9月27日から平成31年3月25日とし、平成30年9月27日付で落札業者と契約を締結いたしました。その後、受託者により、図面、現地調査による耐震強度の測定を行い耐震診断がなされました。業務は実施予定計画書に沿って順次進められ、平成31年2月23日に一般財団法人なら建築住宅センターにおいて開催される耐震診断委員会に諮り、その後業務完了の報告を受ける予定でしたが、委員からの多岐にわたる質疑、指摘事項に対する資料修正、作成に多大な時間を要するという不測の事態が重なり、契約期日の3月25日、検収を行いましたところ、成果の一部を満たしておらず、年度内での履行は不可能であると判断し、葛城市予算規則第14条第1項の規定にのっとり、事故繰越し調書を作成し、手続をとらせていただいた次第でございます。

川村副議長 梨本洪珪さん。

梨本議員 平成30年の8月に起案、そして9月の業者選定委員会、9月下旬に競争入札が行われ、そして契約期間は平成30年9月27日から平成31年3月25日までで業者と契約したということでございます。しかしながら、契約期日3月25日の検収で成果品に不備があり、年度内、つまり3月31日までの履行が不可能であったというご説明でございました。

私はこの職について、会計年度を超えるのは2回経験してございます。その際、3月議会では毎年、繰越し明許という執行が行われているわけでございますが、この繰越し明許と事故繰越しの違いを教えてくださいませんか。

川村副議長 こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

市の会計は1年間の歳入歳出の状況を明確に、財政の健全性を確保することにある以上、その年度内に起こった収入と支出は一切この期間に完結し、整理し、ほかの年度に影響を及ぼさないという会計年度独立の原則に基づき執行されております。その中で継続費の通次繰越し使用の制度、明許繰越しと、事故繰越しの制度が地方自治法におきまして会計年度独立の原則に対する例外として、当該年度の歳出を年度を超えて翌年度以降にも執行し得ることが認められております。繰越し明許費とは、あらかじめ年度内に経費を使用し終わらないおそれがあることが予測されるものについて、翌年度の予算案として議決を求め、次年度に繰り越すものでございます。あらかじめ予測できるものに対し、全く予期できなかった出来事により予算を翌年度に繰り越す場合、事故繰越しという財政行為が認められており、事故繰越しとは一会計年度において、支出負担行為をし、避けがたい事故、予期できなかったアクシデント等により年度内に支出を終わらなかったものについて、繰越しを認めようとするものでございます。

川村副議長 梨本洪珪さん。

梨本議員 会計年度独立の原則により、年度内の予算執行から完結がこれは基本であると。ただし、役所の事業には複数年かかるものもございまして、経費が年度をまたいで翌年度に繰り越されるケースがある。それが予測できるものは繰越し明許として、議決を求められるわけでございますが、全く予期できなかったアクシデントで繰り越すものが事故繰越し、そしてこの

2つは地方自治法上認められている財政行為との説明でございました。

では、なぜ議会が問題視するのか。それは、繰越明許が議決を求めるのに対し、事故繰越しが報告のみで議決されないということでございます。つまり、議会の議決権が軽んじられているとこのように考えられるため、事故繰越しに対しては大きな問題視されるということを理解いたしました。地方自治法第220条3項の条文では、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったものとの記載がございますが、そもそもこの案件、耐震診断の設計業務、この案件が事故繰越しに該当するのか、そこを総務部長、教えていただけますでしょうか。

川村副議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

この案件が事故繰越しに該当するのかということでございます。こちらは財務省、国の財務省でございますけれども、そこが示しております国の予算についてのガイドブックというのがございます。その中で避けがたい事故の解釈というものが示されておるところでございます。避けがたい事故の範囲については法令上明確にはされておりませんが、事故という言葉は、物事の正常な運行を妨げるような出来事の意味に解されておりまして、当然ながら暴風雨、洪水、地震等の異常な自然現象によるものは、その代表的なものということができるわけでございますけれども、債務者の契約上の義務違反、こういったものによって、真にやむを得ず年度内に支出を終わらなかった場合なども事故ということに該当すると解されるということに記載がされておるところでございます。

川村副議長 梨本洪珪さん。

梨本議員 つまり、避けがたい事故には債務者の契約上の義務違反も含まれている。今回のケースは事故繰越しに該当するということではございました。

ここまで矢継ぎ早に質問させていただきましたが、区切りとしてお聞きしたいと思います。再発防止のため、担当課では今後どのような対応をされるのか教えていただけますでしょうか。

川村副議長 こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 今後の対応についてご説明させていただきます。

今後は業務の進捗管理を今以上に徹底し、管理に努めたいと考えております。なお、今年度実施しております當麻第一保育所の耐震診断契約は、6月下旬に契約を締結し、11月の耐震診断委員会に諮られる予定でございます。

以上でございます。

川村副議長 梨本洪珪さん。

梨本議員 私は、自分がその立場ならどうするか、例えば担当部長であったら、担当課長であったら、そして担当職員であったらどのように対応するのかなということをよく考えます。そのためには現状をよく知る必要があります。なぜこの事態に至ったのか、問題はどこにあったのか。今回は担当部課長に時間をかけて当時の状況などを伺いました。その前提として、私は今回の事故繰越しが本当に避けがたい事故であったのかを考えてみました。結論から申し上げる

と、私は避けられた事故ではなかったかこのように考えております。事故が起こるのは誰もが避けられない、異常な自然現象もございます。しかし、今回は債務者の契約上の義務違反によるものでございますから、それには当てはまりません。つまり、人為的なミスがどこかの段階で生じていることになります。人為的なミスとして、例えば、契約相手方、この問題によるところが大きい。この答弁が、6月議会では再三ございました。しかしながら、今回の質問で契約業者の能力を議論したり、取り上げるつもりは私はございません。業者選定はここで論ずべき範囲外のことであり、業者の能力、それから選定基準、資質、ここに問題があるのであれば行政内でしっかりと議論していただきたいと思っております。

現状を認識する上で私が知りたかったのは、ミスによる結果なのか、怠慢による結果なのかということでございます。そしてそれがどのレベルで起こってしまったのかと。この見きわめが大切ではないかと、このように考えました。例えば、事故繰越しを回避できる方法を知っていてやらなかったのなら、これは怠慢と言われても仕方がないと思っております。しかしながら、回避できる方法を知らなかった、教えてもらっていなかったということであれば、個人もしくは組織のミスかもしれません。

実際、いろいろなことを確認させていただく中で担当職員さんを初めとする担当課、現場は本当によく動いて、よく働いていたということが理解できました。特にこの案件を受け持った職員さんは、仕事に熱心であるということも聞いております。先日議会内で研修がございました。これは保育無償化に関する研修でございましたが、奈良県から職員さんが来て、いろいろとこの保育無償化の説明をしてくださいました。その際に、今回の事故繰越しにかかわった担当職員さんのことを、何度も名を挙げて褒められていた。この保育に関してはこの方に聞いてください。この人に聞いたなら間違いありませんよと。それほど熱心に日ごろから取り組んでおられる担当者さんであるということが、よく理解ができました。今回の現状認識を深めれば深めるほど、本人の気持ちを察するにやりきれない思いでいらっしゃるんではないかなと、聞いていて胸が苦しくなりました。そして、担当課長もしきりに、本当に身を粉にして働く部下であるからこそ、このような事態に至ってしまったことが悔しいと、何度もおっしゃっておられました。実は打ち合わせの際、その課長さんの当時の手帳を見ながらお話しされていたので、ちらっと手帳が見えたんですけれども、私には判別できないほどの細かい文字で手帳がぎっしりと埋まっている。少なくとも課長さん自身も、怠慢を日ごろから業務で起こしている、そういう方ではないのかなということが私なりの判断でございます。

一方、委託業者について、この業者については私はとやかく言うつもりはございませんが、契約期間内に業務完遂できなかったものの、担当課長さんは、すごく業者さんは一生懸命やってくれたと、このような話もされたわけです。じゃあ何が一体根本的な問題で、どうすれば再発防止ができるのか。今回あえて私の気づいたこと、提言したいことが3つございます。

1つ目は、他責から自責へという考え方でございます。これは、本年3月議会の一般質問で、私は職員研修についてというテーマの中でお伝えさせていただきました。当時は和歌山県の5町合併した紀の川市役所さんの事例を挙げながら、この他責から自責へという考え方を抽象的ながらお伝えさせていただいたわけですが、今回、具体的事例がございま

すので、再度お伝えしたいと思います。今回、私がいろんな方の説明を受ける中で本当に違和感を感じたのは何かというと、多くの方が、どうしようもなかったとおっしゃるわけですよ。どうしようもなかった。この件について説明を聞く中で、この言葉はたくさん耳にいたしました。しかし、どうしようもなかったで片づけてしまえば、再発防止などできないわけです。本当にどうしようもなかったんでしょうか。深く考えていただきたい。これを、相手の問題、例えば担当者の問題、上司の問題、契約相手側の問題と責任を他者に求めれば相手を責める以外に自分にできることはなくなってしまいます。自分の問題として捉えて、できることはなかったのか、こう考えることで初めて解決策が生まれ、職員さん自身の成長にもつながるわけです。特に管理職はどうしようもなかったで済ませてはいけません。ここに原因があり、この対策をすることで再発は防げる、これを考えるのが管理職の仕事です。真剣に考えていただきたい。阿古市政下の葛城市では、職員研修に力を入れているというふうに聞いておりますが、まだ意識改革面での課題があることをここで指摘させていただきます。

2つ目は、職員さんの時間管理に対する考え方です。実は私は、今回の件でこの部分が一番問題ではないかと考えております。これは、職能レベルや担当部署によって違いますから、誤解をせずにお聞きいただきたいと思います。私はよくビジネス書から言葉を引用させていただきますが、今回は7つの習慣、以前にもお伝えいたしました、その中で第3の習慣として、最優先事項を優先するという習慣があるんです。この最優先事項を優先するということを説くときに、時間管理のマトリクスというものを使って著書では説明がございます。どういうことかといいますと、その仕事の重要度、その仕事が重要であるのか、重要でないのか。きょうは吉村始議員にちょっとパネルを頼むのを忘れてしまいまして、私の手を見ながら、頭の中で空想していただきたいと思うんですけれども、重要、重要でない、緊急、緊急でないという4つの組み合わせの仕事のパターンがあるわけです。言うまでもなく、重要でない仕事は、これは時間を多く使ってはいけません。これは当然の考え方で、緊急度が高かろうが低かろうがこの時間は減らす必要がある。では、何に時間を使えばいいのかということ、一番使うべき仕事の時間は何かというと、緊急でなく重大な仕事、ここに時間を使うことが大切だというふうに説かれています。

しかしながら、それは理想論でもあり、実際の現場では緊急で重要な仕事、ここに現場の職員さんは皆さん時間に追われてるわけです。でも、よく考えてみてください。ほとんどの緊急なことは、緊急でないときにほっておいたから緊急になることが多いんです。前もって準備をしておけば、ゆとりを持って遂行できる業務でも、締め切り直前までほっておけば、どんな仕事でも緊急事態になります。そこで、上司の役割や能力が大きく問われることになると思うんです。仕事に追われる部下に最優先事項を優先させるのは、管理職の業務の1つであると思います。チームでよい仕事をするには、管理職自身が緊急でない重要なことにこれが何かを自分の部局内で、これが何かを知った上で部局や課をマネジメントする必要があります。その管理職自体が緊急な仕事、これに追われているようでは、現場はもっと混乱します。予算編成時からどの仕事か最優先事項になるかを考えておけば、大きなミスは減らすことができるはずですよ。業務改革推進プロジェクトでも実施されたかもしれませんが、業務におけ

る仕事の分類からもう一度現場で見直していただきたいと思います。

また、時間管理に関しては、前半主義という考え方もございます。これは、期間内の仕事をやるに当たって、半分までに7割方の仕事を終わらせておけば、あとは余裕を持ってプラスアルファの仕事もできるのではないかという考え方でございます。

今回の耐震診断は、平成30年度の当初予算、つまり3月の段階で議案が通っているわけです。結果的に年度内に間に合わなかったのであれば、最悪も想定して契約時期や契約期間を前倒すのは当然の考え方です。先ほどの部長の答弁で、今後の対応についてはこの考え方、つまり、昨年9月末で契約していたのを、今年度は當麻第一保育所では6月末で契約されます。このような改善が必要だと適切に実施されているわけですが、時間管理にしましては、再発防止に向けてなお一層の意識づけをお願いしておきます。

少し私のセミナーみたいになってますけれども、もう一つだけご紹介させてください。

3つ目は、コミュニケーションの場、これをせっかく今回の機会に考えていただきたい、このように思っております。先ほど時間管理のマトリクスの中で、緊急ではない、重要なことの1つに人間関係の構築というものがございます。私は前回、ハウレンソウという言葉で、報告、連絡と相談は全然違いますよと。報告、連絡は、仕組みとか義務化すればできるんですけども、相談は人間関係がなければ生まれません。このようにお伝えしたと思うんですが、この相談が起こるためには、やはり人間関係の構築、これを緊急でないにもかかわらず重要なことと捉えて、長い時間をかけてやっていくことが必要なわけですが、職場では働く主体が人である以上、私は人の気持ちを大切にしたい、こう考えるわけですが、ここでお伝えしたいのは、コミュニケーションを個人の資質の問題にしないことだと思うんです。この人はコミュニケーション能力が高いとか、低いとかそういう問題ではなくて、組織内のコミュニケーションをふやすには、私は仕組みが必要だと考えます。部局内での縦横のコミュニケーションだけでなく、この部局間を超えてのコミュニケーション、これが仕事上役立つことも非常に多いわけですが、職場で発生する多くの問題は、ほかの職場でも同じような課題を持っていることが多いです。その中にはすばらしい知恵をもって解決した職場や職員さんもいらっしゃるはずなんです。それを部局間を超えて伝わる仕組み、教える仕組みをつくっていただくことが求められているのではないのでしょうか。

執行管理にかかわって、一方的にお伝えさせていただきましたが、執行管理にかかわって不用額の多さ、そして入札の不成立など、私は課題は多いと思います。それらの課題解決の一助となるよう、業務改革プロジェクトでは検討を始められているということも聞いております。企画部が中心となって進めてきた葛城市業務改革推進プロジェクトにおいて、事故繰越しが起こらないような取り組みはどのようなことをされているのでしょうか。企画部長、教えてください。

川村副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまの梨本議員の質問でございます。

業務改革プロジェクトについてでございますが、これにつきましては昨年度まで業務の効

率化や業務の標準化等の業務改革の推進を目的といたしまして、プロジェクトを立ち上げ、その中で議論を重ね取りまとめたものを、本年4月に市長に向け提言を行ったところでございます。また、5月にはこの提言内容について、全職員に対し周知したところでございます。この提言は、大きく2つの項目がございまして、1つは執務室の改善、もう一つは全庁共通業務に係る業務手順となっております。この全庁共通業務に係る業務手順では、義務づけ項目といたしまして8つ、推奨項目として2つありまして、義務づけの項目の1つ目といたしましては、会議、打ち合わせにおけるシナリオ、議事録、交渉記録の作成。2つ目は各部に主管課、統括課長補佐の導入。3つ目は全職員による引き継ぎ資料の作成。4つ目は基幹系端末、情報系端末の電子ファイルの取扱い。5つ目は消耗品や備品の整理。6つ目は朝礼、終礼。7つ目はグループウェア上のスケジュール入力。8つ目は掲示板周知ルールの運用でございます。また、推奨項目といたしましては、1つ目は業務マニュアルの作成。2つ目は電子メールの件名表示が掲げられております。この提言の中で義務づけといたしております引き継ぎ資料の作成でございますとか、推奨項目としております業務マニュアルの作成、これを確実に行っていきましたら、こうした問題が起こらない体制構築の一助となり得るものであると考えているところでございます。今年度につきましては、提言した内容の実施検証や、更なる業務改革の推進を目指して、業務改革推進フォローアップ会議を設置しております。今後このフォローアップ会議において各部署での推進状況の報告をもらいながら、確認作業と更なる推進方法を検討し、職員に浸透させていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

川村副議長 梨本洪瑛さん。

梨本議員 業務改革プロジェクトでは、2つの項目、執務室の改善とそれから全庁共通業務にかかわる業務手順について、市長への提言、全職員への周知がされたとのことでした。今回の質問に関連する全庁共通業務に係る業務手順のうち、注目したいのは3つ目の義務づけ項目で、全職員による引き継ぎ資料の作成、そして推奨項目の業務マニュアルの作成でございます。中身は確認しておりませんので、詳細まではわかりませんが、基本的に市役所内では一定期間で異動があるわけでございますから、引き継ぎが重要なのは当然でございます。前任者と交代することで仕事への支障は最小限に抑える仕組みが必要でございます。その上で文書化は難しくとも、職員さんご自身の経験上、どの時期に何の作業が重要で、気をつけるポイントは何か、これを的確に身につけ、仕事に生かしている職員さんも葛城市役所にはたくさんおられると思います。そのようなすぐれた職員さんの成功体験を共有する場として、研修を催したり、義務づけ項目の6つ目の、朝礼、終礼をうまく連携、活用させるとよいのではないのでしょうか。朝礼や終礼はコミュニケーションの仕組みの1つです。と同時に全部局員の意識を整えるのは、緊急でなくとも重要なことでございます。フォローアップ会議とともに、業務改革の推進に生かしていただきたいと思っております。

では、最後に総務部長に伺います。市全体及び各部署における予算の執行管理についての改善策をお聞かせいただけますでしょうか。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの梨本議員の質問にお答えをさせていただきます。

全体としての予算の執行管理ということでございます。当該年度に発生することが見込まれております予定価格が250万円を超える建設工事、こちらにつきましては年4回、4月、7月、10月、1月に市のホームページにより公表が行われておるところでございます。それ以外の予算の執行管理につきましては、それぞれ各担当部課がそれぞれの予算の進捗状況进行管理、把握しているといったことが現状でございます。今後の改善点ということでございます。こういったことの再発防止に向け、予算執行に携わる職員1人1人が責任を持って執行状況を把握する仕組みづくりですとか、総務部が一定のフォーマット、予算執行状況の資料といったものを作成いたしまして、その資料に記載、報告を促すといったような形の部局横断的な観点からそれらに係る仕組みづくりを進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

川村副議長 梨本洪珪さん。

梨本議員 言うまでもないことですが、予算の執行管理に責任を持つのは原課です。みずからが予算請求をしたのですから、議決され、予算配分された後は予算がついた事業に対して最後まで責任を持って遂行する、これが大切ではないでしょうか。予算請求したことを安易に考えず、執行には最後まで責任を持っていただきたいと思います。

また、総務部は予算執行の調整に関する機能を持っております。その機能を生かして、部局横断的な観点での仕組みづくりに注力し、予算の執行管理についての改善を重ねていただきたいと思います。

では、最後になりましたが、市議会議員の大きな仕事は予算の監視と政策の提言でございます。継続して公共施設マネジメントを伺ったり、予算の執行管理の質問をさせていただくのは、これらが市役所の生産性を高め、コスト削減につながると、このように考えているからでございます。きょうは2つの質問をいたしました。継続して取り組みたいテーマは、ほかにもございます。特に、前回質問したクリーンセンター委託業務について。担当部局が今後どのような政策決定をして、どのような予算編成をしていくのか、このことには大変注視しております。私が常に考えているのは、行政のコスト意識です。言うまでもなく、予算の源泉は国民、市民から預かった大切な血税です。昨年、葛城市では官製談合により、職員の逮捕者まで出しています。事業者の言いなりになるような予算の編成、執行に、市民や社会は敏感になっています。誰に何を言われようと、私は市議会議員の誇りを持って、理事者と葛城市職員に提言を続けてまいります。その思いを酌んでいただいた上での予算編成、執行管理を強く希望し、私の一般質問を終結させていただきます。

本日も理事者の皆様には大変丁寧にご答弁をいただきました。ありがとうございました。

川村副議長 梨本洪珪議員の発言を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村副議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明日11日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後3時28分